

# 議 事 日 程

令和4年第1回浜中町議会定例会

令和4年3月15日 午前10時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第17号	令和4年度浜中町一般会計予算
日程第 3	議案第18号	令和4年度浜中町国民健康保険特別会計予算
日程第 4	議案第19号	令和4年度浜中町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 5	議案第20号	令和4年度浜中町介護保険特別会計予算
日程第 6	議案第21号	令和4年度浜中診療所特別会計予算

(再開 午前10時00分)

---

◎開会宣告

---

○議長（波岡玄智君） 前日に引き続き会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員は前日同様であります。

---

◎日程第2 議案第17号 令和4年度浜中町一般会計予算

---

○議長（波岡玄智君） 日程第2 議案第17号の質疑を続けます。

第9款教育費の質疑を行います。

9番落合議員。

○9番（落合俊雄君） 小学校管理に要する経費、ページでいきますと223ページの公務用パソコン借上料ということで計上がされています。これは執行方針の中にもありますが、教員1人1台のパソコンを導入して業務の効率化を進め教育の質の向上に努めていくと。こういうことからの予算と認識しております。このことでどの程度、業務効率を図られるとお考えになっているのか。また、一方で児童生徒にはパソコン1人1台ということで整備を図っています。これはICT教育の充実ということで推進をしているということに他ならないと思います。一方で、文部科学省はこの新年度4月から小学校5、6年生を対象にして教科担任制を本格的に導入するという話もあります。これによって、授業の質を上げる、そして教員の働き改革を目指すとされております。いわゆる教科担任制を入れる教科としては、当面4教科が設定されていると聞いております。本町はいったいこの取り組みをどのように考えておられるのか。対応できるのか、でき

ないのか。道内でもこれに対応できるところ、できないところが多分あると思いますが、本町においてはこの辺はどうなっているのか。また、文科省の方針にどう対応しようという、そういう考え方もあれば併せてお答えをいただきたいと思います。

もう1点です。255ページ、文化センター管理運営に要する経費の施設改修工事実施設計委託料3300万円であります。これは文化センターが開館してから35年ぐらいは経過していると思います。そういった中で様々な不具合が生じていることは承知をしております。今回のこういう設計を依頼するにあたって、大体どういうところをどうしようという内容がない。当然設計入れませんので、どういったことが想定されているのか。その辺をまずお聞かせをいただきたいと思います。以上、2点よろしく申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** 管理課長。

**○管理課長（舟橋正誉君）** まず、私の方から223ページの公務用パソコンについてお話しさせていただきます。これにつきましては、議員言われるとおり、教職員の業務の効率化という部分も兼ね備えてございますが、基本的には各町村も既に公務用パソコンを導入してございます。現在は個人の教員のパソコンを使用して業務にあたってもらっているという状況がございますので、情報の漏えい等の条件がありますので、きちんと行政として公務用パソコンを整えて先生方に業務をしていただきたいという趣旨から、この度整備させていただくこととなりました。教員の中には、浜中に人事異動になる度にパソコンを買っていかなければならないのかという、色々な情報も飛び交っているのが現状のようです。そういった部分からもきちんと行政でパソコンを整備して、しっかり業務にあたっていただきたいと考えて、今度整備させていただく状況でございます。業務的にはやはりパソコンを整えることによりまして、先生方がしっかりした子供たちの成績管理とか、そういったものを先生方で共有できる中で運用していくということが可能になりますので、少しずつですが整備しながら先生方には業務にあたっていただきたいと考えてございますので、ご理解お願いいたします。

**○議長（波岡玄智君）** 指導室長。

**○指導室長（伊藤善一君）** まず、1人1台の子供たちのパソコンの導入についてです。授業の中で非常に使われているような状況になってきています。今後ですけれども、まだ光回線が整備されていなかった状況で今年はいましたので、今後は光回線を使って全児童が一斉にインターネットに繋いでいったりだとか、一人一人の意見が先生のパソコ

ンの中で意見を見られるようになったりだとか、それをお互いに見られるようになったりとかという状況が進んでいくことが今後期待されている状況です。

続いて、教科担任制の話になりますけれども、これまで本町では、外国語に加配をいただいで小学校については各校外国語加配の先生が回って授業をしてくれています。令和4年度につきましても、外国語加配をいただいていますので外国語加配の対応ということになっています。その他の体育科、理科、算数については今回対応ができていない状況です。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 生涯学習課長。

**○生涯学習課長（澤邊昭彦君）** 255ページ、文化センターの実施設計についての改修内容をお知らせしたいと思います。まず、屋外外側では屋上防水工事に関しましては、平成26年に大ホールの天井をウレタン塗装しているのですが、もう8年経過しているということで、そちらの方も含めて調査していただくことといたします。あとは外壁改修、壁のタイルです。現在のタイルはもう多分製造されてなく、部分補修となると色が悪いとか、見た目が悪いということなので、そちらの方は全面改修に向けていくのか、それか部分改修がいいのかを実施設計で調査したいと思っております。あとは窓枠のサッシであったり、排煙設備などが外側の工事となります。中側では、舞台装置、エレベーターの更新、受電設備、部屋の照明器具のLED化、ステージの調光設備、給排水設備、空調設備、暖房設備、そして最後に郷土資料室のリニューアルということで考えております。基本的には、内装に関しては全て改装ということは、多額なお金が掛かるので私たちも考えておりません。例えば、壁が剥がれているところであったり、タイルが割れているところであったり、あとは使わないものは撤去して、利用しないという形でいくらかでも経費を抑えて、現状に合わせてのステージ周りと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 落合議員。

**○9番（落合俊雄君）** 1点目のパソコンの関係であります。教員自身のパソコンではなくて、ちゃんとこちらが用意するというお話しのようにでした。これまではパソコンがないので自身のパソコンを持ち込んで色々と整理をされていると。それが時間内に終わらない場合は、家に持ち帰って、その作業を継続するという状況が多々あったように思います。パソコンを今度整備することによって、例えば、このパソコンは持ち出し禁止ですよとか、そういうようなことでもしないと、いつなるとき不測の状況が生まれかね

ないということもありますし、かといって業務内で全て完結できるかという話になってくると、これは現状ではなかなか難しいのではないかと思います。数年前から教員の働き方がどうのこうのという話は色々と話題になりますよね。結果的に放課後の教員の色んな部分に制約がかけられ、中学校あたりでは部活の指導までという色々な制約、規制をかけざるを得ない。働き方がどうのこうのと言われ、もうそうせざるを得ない状況がずっと恒常的に続いているという中です。本来でありますと普通の職場ですと就業時間が決められて、それを過ぎてなおかつ仕事をしなければいけない時というのは、恐らく残業という形でもって色んな手当が本来されているものであります。それがなければいけないとなっています。ところが教員という学校現場の職場は全く違ってまして、何故か本俸は、当然皆さんと同じようにあるのですが、それ以外の部分についてはわずか4%の加算、こちら側で言いますと管理職手当に相当するようなお手当をいただいたきりで、何時間仕事しようが、それ以上は満たされないという現場がこれまでずっと続いてきました。こう決めたのは、はるか昔、昭和の話でありまして、それから時代が大きく移り変わっても、そして学校の先生が現場で色々な対応が求められる中で、業務量が増え続けている中であっても、このことには一切手が付けられない。放置されたままで、現場にそのことが求められているだけという、ある意味で言うところでもない職場環境だろうと思います。このことから最近言われているのは、教員を志願する人が減ってきている。減ってきているということは、ブラック的な職場だということが、もう世間に知れ渡っちゃっているものですから、誰も希望したくないというような環境が一方で定着しつつある。生まれているのではなくて、もう定着している感じがします。こういう中で、先ほど教科担任制の質問させていただきましたけれども、これを導入するにあたって文科省は、例えば、小学校5年生に理科を教える、何を教えるにしても、中学校、高校の免許がないとやっちゃいけないという縛りをここで付けています。そういう資格を持った先生方を採用するのか、近くから頼むのか、いずれにしても、その手当てがつかない限り、これは導入できないという話になっているわけです。だから、本町においては先ほどお答えがあったように、これまでやった外国語のみという対応しか現在ではできないのだろうと考えています。だから、本当の意味でいうと文科省が言う教科担任制からいうと、子供の学力向上と先生方の働き方をもっと軽減しようという目的を持ってやっているのでしょうけれども、現場はそれに対応すらできていない。まして産休とかが生じた場合、そこに対応できる教員すらも目処が立たない。どうするかというと、そ

ここにいる管理職が取り敢えず穴埋めするしかないという厳しい環境にあるのだろうと思います。だから学校現場をこれからどう変えていこうとするのか、考えていかなければいけないことは、やはり大変重要な話でありますので、教育委員会としてもこの現状、要するに教員不足に対して今後どう取り組まれていこうとするのか。その辺が大変重要になってくると思いますので、お答えをいただきたいと思います。

2点目の文化センターですが、課長の方からお話は聞きました。この文化センターは先ほど言いましたように35年過ぎていきますので、そろそろ何とかしなければいけない時期であることは当然です。もう、相当前から設備含めて更新を図りたいという思いはあったのだろうと思います。それがなかなか実現できなくて今日に至っているということで、特に屋上外壁と外側と中の設備含めて、これ恐らく相当多額なものになるかと思えます。その中で先ほど説明があった全部手をかけるわけではないという話、現実には教育委員会が入っていた半分はギャラリーにしていますし、2階にあった小ホールをルパンのギャラリーにしていますから、中の改修と言ってもそれほど大きな部分はないのだろうと思います。ただ、最後に言われていた郷土資料館を今後どうするのかという部分については、もう少し広げようとするのか、それともう一方で大切であろうと思われる郷土資料を旧茶内第三小学校屋体に保管していますが、これを活用するという話になるのか、まず郷土資料館は全て常時展示できればいいのですけれども、スペースによっては入れ替えをしながら展示をするという考え方も当然しなければいけないと思うのですよ。あのスペースですから今でも恐らく全部を展示しているという話になってないですよ。そういう郷土資料の展示というものの考え方は整理も含めて、どう考えておられるのか。その辺を再度お聞きしておきたいと思えます。

**○議長（波岡玄智君）** 教育長。

**○教育長（佐藤健二君）** 質問にありました、実際に今学校現場の教職員がどのような受けとめ方をしているのか。そして、更にその現状を踏まえて、浜中町の教育について今後どのような見通しを持っているのかということのご質問にお答えいたします。9番議員さんがお話しされていましたが、教員の現状につきましては3点にわたって、今の本町の実際に教員不足、例えば、お話にありましたけれども、産休育休に入った場合なかなか見つからなくて、管理職がどうしても不足の部分を補わなければいけないという場面は、毎年のように短期間ではありますけれども、そういう状況はあります。そして、教科担任制に向けてのお話につきましても、現状先ほど室長がお答えしました

とおり、本町においては外国語の対応しかできない状況にあります。これは浜中町に限ったことではなくて小規模校を抱える学校につきましては、1学年1人の教員しかおりません。あるいは複式で1名という大変学校の教職員数が定数として少ない中で、実際に高学年の何教科にもわたる教科担任制を実施することは、正直言ってかなり不可能なことになります。そういう意味では、今後本町の教育のあり方につきましては、当然、教員が不足しているわけですから、これをやろうとしたときに、道教委や文科省に対して加配制度の要求等をする一方で、やはりこの新しいこれからの教育体制に上手く結び付いて対応していかなければいけませんので、新たに学校としてのあり方をやはり何らかの形でもって模索していかなければいけないと思います。例えば、具体的に言いますと、これは仮の話ですけれども、義務教育学校にするのであれば、小学校・中学校教員の中に専門の教科が確実にいるということでもって、中学校の先生方が小学校の高学年を教えるというようなこともできますし、小学校の高学年の先生が中学校に行って教科を教えるということができるかと思えます。また、他の体制でもって進めるということもありますので、今後その部分をしっかりと見据えて進めていかなければ、これから求められる教員の働き方改革、あるいは新しい学力に向けての対応を進めていくことができないと思いますので、ご理解をお願いいたします。

**○議長（波岡玄智君）** 生涯学習課長。

**○生涯学習課長（澤邊昭彦君）** 文化センターの改修に係っての再質問にお答えします。先ほどもお話ししましたけれども、屋外についてはほぼ全面改修になるのでないかなと思っております。議員は詳しいと思えますけれども、室内の例えばステージの照明、あとは舞台設備の緞とか吊りものに関しては、現状を見ると多分建てた当時は本当に釧路でもトップクラスのもので出来ていたと思います。現状考えるとそこまでの設備はいらなないのかなと思っておりますので、その辺を縮小して現状に合わせた規模で額をどうにか抑えていきたいと考えております。郷土資料館の改修につきましては、郷土資料の役割としましては、本町の歴史や産業、地形や自然等を中心に児童、生徒、観光客の皆さんに学びやすい展示内容に整備したいと考えております。現在、こちらで考えているものとしてしましては、ゾーンを分けるといいますか。例えば、歴史、あとは漁業・農業とか商業という形で色分けして展示を考えております。改修の細かい中身になりますと、解説のパネルが昭和で終わっております。照明器具もLED化にしたいと考えております。新規事業としましては、学習するスペースを設置したいと考えています。そして、議員

先ほども言われましたとおり、企画展示するスペースも作りたいなと思っています。それと、震災津波に関する情報が不足しているかなと思いますので、そのスペースも作りたいと考えております。ただ、面積といいますか場所に関しては、あのままで増やすことなく工夫して作っていきたいと思います。今、一部、軌道を設置していると思いますが、軌道の方はまた別の予算であるのですけれども、そちらの方は今後移動させたいと考えておりますので、そのスペースを企画展示スペースとして活用していきたいなと思っております。それで私も昨年の北海道博物館の方に視察というか、見せていただきました。北海道博物館の方々も別の文化財の予算で今年派遣していただく旅費を付けていただきました。その方にも第三の資料を見ていただき、そしてまた文化センターの今ある現状を見ていただいてアドバイスをいただきたいと考えております。以前にも話したとおり第三にある資料は、博物館の方に見ていただいて、多分多くはもう要らないよという判断になるかと思っておりますので、そちらの方はコンパクトにしていきたいと思っています。今ある資料、そしてまた第三の資料を含めて、展示に使っていきたいと思います。将来的には第三の今空いている教室のスペースにいくらか保管して、それを今後企画展示に使ったり、あとは壊れたものとの入れ替えに使ったりということで保管してまいりたいと思います。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 落合議員。

**○9番（落合俊雄君）** まず1点目、教育長からお答えをいただきました。基本的に教員が全体的に不足しているというところが根本にあるのだらうと思います。今はもう開始されているのですが、一時教員の資質低下が問題になって、免許更新制度みたいなものがにわかに起こりまして、10年に1回チェックをして、そこでだめなら免許剥奪というような、そんな制度がちょっと一時期走りました。やはりそんなことがあると、先生方自体もそれに対応しなければいけないという余計なプレッシャーがかかって、そんなことならもう辞めようとか、更新ができる見込みが自分にはないからという色んなことから教員というものに対して、なりたいと思う人がそういうものを含めてなくなってきたのではないかと、意識が低下してきたのではないかと。一方で、今は教員不足だ、なり手がいないという話。このICTなり、GIGAスクール構想が教員の能力を補うものとして、今、働きを助けるという言い方は一方でされるのですが、教員の資質能力を補う形でもって、こういうものを推進しようという考え方も一方ではあるのではないかなという気はします。要するにこれを上手く活用するとあなたが教える能力・資質がなく



でも、材料に沿っていけばできますよという、そんな形のものさえ出てきかねないですよね。考えようによっては。だから人が足りない。一方で、片目をつぶって補完するものとしてパソコンなり何なりというものを活用して何とかプラスマイナスゼロにしよう。できればプラスにしようという考え方も透けて見えるように私は思います。何としても教員の不足というものに対応するために、教員の数をむやみやたら増やすと、先ほど言いましたようにいわゆるその質の低下という懸念が一方で出てくる可能性がありますので、教員の資質の維持と向上のために、一体これから教育委員会としては、こういう道具を使いながら、結果的に教育力も上げていくという形にはなるといいますから、教員のレベルも上げていかなければいけないですよ、一緒に。そういう部分について、人が足りない中で工夫というものは必要ですから、委員会としては、教員プラス色んなものを使った向上効果をより高めるために、どういったことをこれから考えていきたいとお考えなのか。その辺を最後お聞かせいただきたいと思います。

2点目の文化センターの特に郷土資料、先ほど課長言いましたが、旧第三小学校にあるものほとんどが朽ちているものが多いと。俗に言う廃棄せざるを得ないようなものがあると。要するに廃棄せざるを得ない状況になったのは、保管をするにしても適切に保管をしていない。放置をすると当然、鉄は錆びますよね。郷土資料としての価値が、寄贈されたものがほとんどなのでしょうけれども、寄贈された時期はそれなりの状態であったものが、何十年も経ちますと、当然、変化をきたすわけですから、郷土資料としての価値をこれから判断してもらおうという話ではありますが、資料としての価値をしっかり保つ努力がされないまま何十年過ぎて廃棄になってしまうという、こういうあり方はいかがなものかなと思います。先ほど課長が簡易軌道に関しては別な項目でという話がありましたけれども、やはり郷土資料というものに価値を見出そうとするならば、しっかり保管があつての価値です。形状が分からなくなってしまってから、これは価値あるものだという話ではちょっとお粗末な話なので、今さら第三の寄贈されたものについて、その価値を上げるという話、修復するという話には多分ならないと思いますけれども、今後こういった歴史的なものに関しては、日ごろからその価値を落とさめない努力をしていただきたいなと思います。今後しっかりと取り組まれるというお考えがあれば、最後にお聞かせをいただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 指導室長。

**○指導室長（伊藤善一君）** 教員の資質向上に関してのご質問にお答えします。教員の

資質向上については、初任者研修とか、中堅教諭研修とか、釧路教育局の方からおりてきている研修もございますが、この初任者研修の中では、学校計画研修というものがありまして、学校の中の先生方で研修を立てて1年目から5年目までで時間数が決められているのですけれども、ある程度自由度がございます。その枠をちょっとお借りしまして、浜中町オリジナルで初任者段階教諭研修を令和4年度から行っていくというようなところで今計画してございます。コンピューターの話もございましたが、人が人を教えるということがやはりベースにあると思いますので、教員も人づくりをしていくうえで先生同士が繋がっていくことを大事にこれから取り組んでいくような状況です。具体的に申し上げますと、浜中町の特徴的な産業だとか、そういったことを利用して学習している子供たちの学んでいる状況を見に行くだとか、先生方も実際に体験するだとかというようなプログラムも組んでいくことを考えています。それだけでは、資質向上になっていきませんので、各学校では毎年必ず研究会みたいな、授業研究みたいなことを行っておりますので、そういったことにも計画的に初任者が入っていく、勉強していくような場を教育委員会としては用意をしていくことを考えています。もう一方のパソコンの使い方の部分なのですけれども、こういうふうな工夫していくというところが、やはり1番難しいところで工夫が任されている部分が先生方にあたりします。そこは任せる部分あるのですけれども、こちら側でできることとしては、デジタル教科書の話であったり、例えば、技術科の先生が本町不在なのです。その不在の中でも、中学校の技術科では情報という学習が新しく新設されてきています。情報はプログラムの学習になってくるので、ある程度知識を持っている先生でなければ、なかなか難しいというような状況が、また働き方に影響してくるということになりますので、その部分については、予算にも実は入っているのですけれども、ライセンスというところが入っているのですけれども、技術科のネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツプログラムによる問題解決ができるような教材を入れるということで、その部分は解決していくというふうに考えております。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 教育長。

**○教育長（佐藤健二君）** 今の指導室長の補足に当たりますけれども、9番議員が質問されておりました、教員の働き方改革に係ってパソコンを活用しながら、その資質能力の部分を補っていくというようなことでありますけれども、確かにそういう一面はあるかと思えます。ただ、実際に学校現場で児童生徒を教える立場になりますと、やはり

子どもたちにいかに学ばせるかというところでいいますと、子供たちが調べたいこと、あるいは学びたいことをパソコンを通じてさせるために、どんなふうにしてやはり教師が子供たちと向き合っていくか係わっていくかというところが非常に教員の資質能力としては、そこが1番発揮されるところであります。よく馬を水辺に連れていくことができても、水を飲ませることは本人次第だと、馬次第だということわががありますけれども、まさに学校現場もパソコンに向かわせることができますけれども、そこから自分なりに何を調べるか、そして継続して調べ続けるかというところは、教師の力量に係っているところがあります。ですから浜中町教育委員会といたしましても、その部分をとにかく大事にやはり生徒と児童とどんなふうに向き合っていくのか、意欲をどう育てていくのか、そこを大事にしたいと考えております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 生涯学習課長。

**○生涯学習課長（澤邊昭彦君）** 郷土資料室に関して再質問にお答えいたします。先ほども申しましたとおり、今年、北海道博物館の学芸員にアドバイスをいただくということで整理したいと思っておりますし、今年、度専門員として教育委員会に職員をいただきました。その職員が今度リニューアルに向けて、展示会等でしっかり保管した資料を使っていくという構想を持っていますので、そちらの方はしっかり保管していきたいと思っております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 3番秋森議員。

**○3番（秋森新二君）** 227ページの修学旅行補助221万8000円。これは小学生です。中学生、高校生もあります。昨年の教育方針修学旅行費の保護者負担軽減について述べられておりました。今年それが実行されたこととなります。この小学生1人1万1340円の45名分で51万1000円。中学生が3万4500円の43名分で131万円。高校生が4万8930円の19名分93万円。対象者107名で事業費は約275万1000円ということになっております。このことは保護者にとって大変な朗報でありますし、ホットな明るい話題であると思っております。昨年はコロナで中止も余儀なくされておりました。学校生活の中で修学旅行の思い出は、人生の中で最も心に残る一つだと思っております。今年の実現できるというふうに期待をしております。新しい事業であります。当然、継続されるものだと思っております。道内で修学旅行の補助に対して浜中町ほどのこういう手厚いことをやっている自治体があるのかなと思っております。昨日調べてみました。ありました。豊頃町が小中学校等修学旅行費交付金というのがあります。

まして、小学校6年生が1万円、中学3年生が2万円となっております。それからもう1自治体としては上川町で、補助金の額は修学旅行実施に必要な経費のうち保護者負担費用の2分の1という内容になっておりました。これは他の自治体のことでありますから、浜中町は浜中町なりに今後とも実施していただきたいと思っております。

先ほどありました、教育執行方針の中の学校配置の適正化について伺いたいと思います。これは、第6期町づくり総合計画の基本方針にも示されておりますが、令和3年の執行方針では、保護者・地域の実態をもとに、今後の望ましい町づくり・人づくりに連動するような協議組織づくりを目指し、準備を進めると述べております。今年度は、保護者・地域の実態をもとに、本町の今後の町づくりに即した新しい学校の在り方についての話し合いの場を設け、町民へ取組みの情報発信をするなど学校配置計画作成に向けた準備を進めるとなっております。この学校の適正配置を検討する背景には、進む少子化と地域間の人口分布は大きく偏る中で、学校の小規模化が更に進んでいくことが見込まれております。そういう中で児童生徒の教育水準の維持向上を図り、子供たちの生きる力を育むことができる学校教育を保障すると言われております。学校は児童生徒の教育効果を高め、安全で快適な環境を確保する一方、地域住民にとっては身近な施設、地域コミュニティの核となる場であり、また、地震などの避難場所としての役割もあります。そのような観点から、学校の適正配置は、当然、自治体が主体ということですが、文部省の学校配置における方針・総合基準等が示されているのかどうか伺っておきたいと思っております。

それから、少子化がどんどん進んでおりますから、小規模校が当然増えておりますが、適正な学校規模は、最低限度の規模でいうとどのくらいの生徒数、学級数を指しているのか。その辺をお聞きしておきたいと思っております。ちなみに浜中町の生徒数、令和元年は小学生が255名、中学生が157名の計412名。令和2年は小学生245名、中学生が130名、計375名で37名ほど減っております。それから3点目ではありますが、令和4年配置計画作成に向けた準備をされるという執行方針ではありますが、作成計画は何年ほどの目処ですか。そういうものをスケジュール的に考えているのか。その辺を教えてくださいたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 管理課長。

**○管理課長（舟橋正誉君）** まず、修学旅行援助費ということで、議員言われるとおり、小学校では6年生、中学校では3年生で一生に一回しか修学旅行はありませんので、保

護者の負担軽減を今後もやっていきたいと考えてございます。

それと、学校の適正配置計画に係って、文科省の指針があるのかということですが、平成27年1月27日に文部科学省より公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引ということで、少子化に対応した活力ある学校づくりに向けてということで手引が出てきてございます。これが今後取り組む部分での基本的な手引きといたしますか、形になるかと思えます。また、児童生徒の適正化の学校の人数については、浜中町の教育委員会として、平成17年12月16日に教育委員会の決定で、浜中町町立小・中学校の適正配置に係る基本方針を出してございます。これにつきましては、小学校でいきますと16人に達しない学校は、将来統合の対象とならない近隣の学校に統合を検討する。中学校につきましては複式学級を組まなければならない学校については、近隣の学校と統合について協議するという事になってございます。ただし、議員言われたとおり基本的に学校というのは、やはり地域と共に歩んできておりますし、避難場所とか色々と地域との繋がりが深い施設でありますので、やはりこれは地域の住民、また保護者と十分に協議をして、地域の意向を十分に尊重して考えていかなければならない。この方針があるからといって強制的に取り進めてはいけないと考えてございます。小学校16人、また複式を組まなければならないというのは、やはり先ほどの質問にもありましたとおり、教職員の配置の部分で、小学校でいきますと16人未満になりますと、養護教員がつかないとか、事務職員がつかないとかという形で学校運営自体が非常に窮屈になってくるというようなこともございますので、それで16人という方針を出してございます。それと、学校の適正配置の作成の目処ですが、一応、令和4年度に学校運営協議会ということで、町内4地区に小・中学校を中心とした地域の方々、また教育関係者、色んな方で組織する学校運営協議会がございまして。その中で情報共有をしながら、それぞれ地区における問題の抽出、また意見交換をさせていただきながら、まずは取り進めたい。その中で教育委員会としては、教育的な観点から学校の規模、また統廃合、それと教育のあり方、先ほど言いました、例えば、義務教育学校とか小中一貫校とか、それらの教育のシステムなどのメリット・デメリットを分析しながら提示していくということを考えてございます。また、施設の部分もあります。教育の内容のほかに、学校施設が老朽化しているとか色々と分析をしていきたいと思えます。令和5年度に学校ごとに懇談会等を開催して、学校の適正規模・適正配置検討委員会を設置しまして、色々と協議をしていきたいと思えます。最終的には令和6年度に浜中町の学校の適

正規模・適正配置計画を決定していきたいと考えてございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） ありがとうございます。大変難しいテーマでもあると思っております。質問の2番目の適正学校規模、最低限度の規模ということで、小学校で16人に達しない場合はということで、中学校は複式を組むような状態になった場合はというようなことを教育委員会で基本方針として出されているようでありますが、生徒数はそういうことではありますが、学級数の場合はどの程度の最低限を考えているか。再度聞かせていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誓君） 最低限の学級数ということですが、小学校におきましては、2学級になりますと教頭先生も置くことができなくなりますので、大体の目処としては2学級かなと考えてございます。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） ありがとうございます。学校が地域の核として、存在感を発揮して教育効果を高めることが最も望ましいことだと思っております。これからを生きる子どもたちの教育環境の重要性を考えつつも、少子化によって地域から学校の火が消える不安は絶えずあります。行政方針で示しておりましたが、保護者と地域の実態の中で十分な協議が重ねられていくものだと思っております。学校の火を消さないためにも、競争の力という町がテーマとしてあげておりますが、そういう力で子供たちの声が絶えないような、そういう町づくりをしていかなければならないなと思っております。今後とも一つ適正化をよろしくお願いしたいと思います。そういうことで、何か答弁があればよろしく申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 教育長。

○教育長（佐藤健二君） 今、3番議員がお話いただいたとおり、教育委員会といたしましても、町民の声を大切にしながら、特に今、本町で学校教育を抱える上で大事な点、3点ほどあるのですけれども、やはり地域のコミュニティを十分考えながら、今後の学校の適正化を進めていく。それと防災の視点です。当然ながら、各地域で必要な防災の上で校舎のあり方。そして、3番目は、今、全ての学校で抱えています、校舎の老朽化の問題です。この老朽化の部分をどんなふうに進めていくのか。改築するのか、あるいは新しい校舎にするのか、そこら辺も含めながら、この3つの視点を大切にしながら

ら、適正配置化に向けて進めていきたいと思っておりますので、ご理解願います。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 1 番川村議員。

**○1 番（川村義春君）** 初めに、私は予算審議ですから予算の概要についてできるだけ確認をしながら、行政がやろうとしている部分について共有をしたいと、私自身そう思っています。そういう趣旨で質問していきますので、回答よろしくお願ひしたいと思ひます。221 ページ、学校用バスに要する経費のスクールバス購入2264万2000 円の予算計上で、事業費調では45人乗りバス1台ということですが、これは委託との関連も結構あると思ひますが、海岸線を走るバスなのか、内陸を走るバスなのか、その辺を含めてお知らせをいただきたい。購入財源と納期については、いつ頃になるかも含めてお知らせいただきたいと。

それから223 ページ、小学校管理に要する経費ですが、校舎の補修工事でありますけれども、4167万5000 円の予算でございます。内容的には散布小中学校のトイレの改修工事が大きいですね。それと茶内小学校の屋外給油設備の改修工事660 万円ということになっております。

それで、231 ページの中学校トイレの改修工事が4265万6000 円ですから、合わせると7750 万円と大きな予算が小・中学校の改修工事に費やされるということです。この内容について、ちょっと詳しくお知らせをいただきたいと思ひます。それと1 回で答弁を済ませるように質問しますが、工期についてお知らせをしていただきたいと思ひます。それと茶内小学校の屋外給油設備改修ですが、修理の内容についてもお知らせをいただきたい。油漏れ等があるとすれば、消防法の方からの指摘もありますから、その対応がされているのかどうか。そうでなければ願っておりますけれども、改修に至った経緯等についてもご説明いただきたいと思ひます。

それから227 ページ、教育振興に要する経費ですが、3 番議員が質問されておりましたけれども、修学旅行補助です。これについては、小学校・中学校・高校と合わせて275万1000 円の補助をすることになりました。教育執行方針の7 ページの中にありますが、負担が過重となっている保護者負担の軽減を図るという内容のものでしたけれども、負担が過重となっている児童世帯にちょっと注目したのでありますが、俗に言う所得制限とかを補助する場合については、そういうものがあります。そういった制限とか基準を設定しないで、全額補助するということであれば子育て支援としては、本当に町内の保護者の方々はとてもいい制度だなということになると思ひますが、これ

は制度化するのですか。規則とかそういったものに制定するのかどうか。財源については、ふるさと納税の基金を取り崩して全額充当としているようですけれども、ふるさと納税の基金が無くなった場合は当然一般財源を充当するということになるのですが、将来もこういったものは続けていくのであれば、やはり基準なり要綱なりそういったものをきちっと整備しておく必要があるのではないかなと思いますので、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

それと253ページ、文化財等に要する経費であります。これについては私も255ページの文化センターの施設改修工事の内容を聞こうと思っていたのですよ。郷土資料室のリニューアルの関係については先ほどお聞きしましたので、了解しましたのですが、文化センターの中にあつた軌道の部分を外して、別な形でちゃんと教育的な要素を含めた施設内容にしたいということですから、それはそれでいいのですが、253ページで聞きたいのは修繕料386万3000円が計上されています。内訳的には、簡易軌道車両補修ということで265万3000円が付けられています。この補修の内容、今この補修をしなければならぬ理由。錆びてしまうだとかあるかもしれません。文化財だからといってそこまでやる必要あるのか、もっと簡易的に260万円掛けなくても簡易的にもう少し安い費用で、例えば、ペンキを塗るとかで済むのだったら、地域の人に協力してもらってペンキ代やるから、自分達でやってくれないかいという、地域コミュニティの力を借りるとか、昨日、お話しました柳の木だってある意味で地域コミュニティの関係でやれば何とかできる可能性だってあるのですよ。それは置いて、修繕料の内容について、どういうことで修理するのか。その前に赤玉の井戸の補修というのが386万3000円の中に121万円ありますけれども、こここそ本当に由緒あると言いますか、昔から水取場地区、本当に潰れてしまうかどうかという井戸を補修して大事な文化財だと思うのですよ。浜中町発祥の地が榊町だとすれば、榊町から役場をこっちに移したときに、この地域の人達はあそこから水を汲んだのですよ。生活用水です。それぞれ貴重な文化財だと思いますので、きちっと整備をしていただきたいと思いますが、補修の内容について説明してください。

それから工事請負費の軌道移設工事124万3000円ですが、これはどこに移設するのか。全然、場所的に分かりませんので、教えていただきたいと思います。

それと263ページの農業者トレーニングセンターの予算が計上されていますけれども、修繕料に係ってお尋ねしますが、昨年も予算審議の時にトレーニングセンターの



外壁塗装の必要性を感じないかということで質問しました。それでトレーニングセンターの壁の色が薄くなって見栄えがしないということで、浜中町に入ってくる玄関口ですから、そろそろ改修に取り組むべきだなと私は思っているのです。予算的には委託料ですけれども本年度は文化センター、来年度、大がかりな予算が教育費の文化センター改修で占めるのだらうなということからすれば、まだまだ先のような気がするのですけれども、くすんだ壁の塗装する計画について改めて今後の見通し等についてお聞かせをいただきたいと思います。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 管理課長。

**○管理課長（舟橋正誉君）** まず、221ページのスクールバスに要する経費の45人乗りのバスはどこかというのですが、霧多布小学校・中学校の児童生徒が乗車している榊町方面を運行しているバスになります。これにつきましては、平成20年1月に納入しておりまして、もう14年経過しておりまして、私どもで所有しているスクールバスの中で一番古いバスになりますので、今回更新をお願いしてございます。納期ですが、今のところ令和4年12月ぐらいまでと考えてございます。ただ業者さんに聞きますと、半導体の関係で工場が動いてない部分とかもありますので、それは何とも言えないという回答をいただいておりますけれども、できれば12月ぐらいまでには入れたいと考えてございます。財源については企画財政課長の方から答弁させていただきます。

それと223ページの小学校維持管理費につきまして、散布小中学校のトイレ改修についてでございます。これにつきましては、現在、小便器が1階、2階、3階合わせて15基ある物を改修した後12基に。大トイレ便座の方につきましては、現在、19あるところを17に変えます。これにつきましても散布小中学校につきましては、昭和61年に校舎、62年に体育館ということで非常に老朽化もしてございますし、最近の保守点検におきましても、浄化槽の曝気槽内での散気管の亀裂とか見つかりまして、エア一漏れがあるとか、ろ材の浮上も見られて非常に老朽化が激しいということでありますので、この度、便器の洋式化と浄化槽から下水道への接続を考えてございます。これにつきましては、6月中旬から工期は4カ月で10月中旬ぐらいまでと考えてございます。どうしてもトイレ改修する場合は音が、タイルを壊したりとかということがありますので、音が出る作業は夏休み中をお願いしたいなと考えてございます。それと茶内小学校のタンク施設なのですが、これにつきましては平成2年1月に地下タンクの設置を

されて32年が経過しております。浜中消防署の立ち寄りによりまして、やはり非常に年数が経っているということもありますので、腐食のおそれがあり灯油漏れの危険性も高い設備だよということで指摘されております。今回は地下タンクの撤去作業とそれと地上にホームタンクを設置するというようなことで考えてございます。工期は大体2カ月ほどで8月末の完成予定として、冬の暖房時期の前にやってしまいたいと考えてございます。

それと227ページの教育振興費の修学旅行補助ですが、議員言われるとおり、保護者負担軽減ということですので、制限を持たずに一律対象者に補助を出したいと考えてございます。特に負担の過重な保護者につきましては、要保護準要保護という別な制度がございますので、そちらの方では国が示す金額をマックスで払って支給してございますので、その他の保護者にはこういった形の補助で対応をしたいと思っております。また規則なりの制度化という部分なのですが、この予算が皆さんから承認いただきましたら、今月、定例の第3回教育委員会がございまして、そちらの方に要綱としてきっちり位置付けして、交付要綱を設置していきたいと考えてございますのでよろしく願いいたします。

**○議長（波岡玄智君）** 生涯学習課長。

**○生涯学習課長（澤邊昭彦君）** 253ページ、文化財等に要する経費の修繕料についてご説明いたします。修繕料386万3000円の内訳ですけれども、まず、赤玉の井戸は121万円、軌道は259万3000円、デコイの補修ということで6万円を取っています。まず赤玉の井戸の改修内容につきましては、地杭の新設と撤去をします。囲堀を新設します。今ある井戸のポンプの囲いも改修します。石碑も折れて倒れているので補修もいたします。それと赤玉の井戸について何もないものですから、案内看板の設置を考えているところです。年内に完成していきたいと考えております。それと軌道に関してですけれども、まず文化財となった経緯からご説明したいと思います。本町の軌道に関しては、ご存じのとおり、茶内のふるさと広場に展示されております。軌道周辺の広場の所管は観光係で草刈り等をして管理されておりました。しかしながら、ここ数年でふるさと広場の老朽化や公園が河川敷へ移ったこともあって、利用者が少なく、その環境も行き届いていない状況にありました。この度、令和3年12月に茶内自治会、茶内農村連合会、茶内第一連合会、茶内第三連合会、西円朱別連合会、円朱別連合会の6団体の連名でもって、車両の補修、管理保存についての要望を受けたところでありま

す。役場組織としては、軌道に関して現在明確な部署が定まっておりました。残念ながら車両は手つかずのままで塗装の剥がれ、鉄板も錆び、穴もあいている状況となっているのが現状です。平成30年11月に北海道遺産として選定されております。保存に関して、各町村でいきますと、ほとんど教育委員会が、例えば、鶴居であったり標茶であったり別海だったりというのは教育委員会が所管しているというところから、本町でも連携がとれるとの思いから、教育委員会生涯学習課が、この度、所管することとなりました。議員がおっしゃられたとおり、車両について最初は地域の人で塗るという考えでいきました。行って見たら、予想以上に鉄板が剥がれ、屋根も腐って補修ができないという状況でした。そのあとに地域の業者さんに依頼しました。そうしましたら、地域の業者でもこれはもうペンキを落とした際に鉄板が全部剥がれちゃうから、そこからやらないと塗装はできないという判断に至りまして、別な町内の業者に当たりました。1件やってもいいよというか、できますよという業者を見つけまして、259万2000円という価格で見積もりを今いただいている状況ですので、まずはご理解願いたいと思います。場所については、当初は私たちも2カ所想定していきまして、駅の横かトレセンの入り口ということで計画していきまして、第1弾として、駅の横ということでJRと交渉した結果、土地は無償では貸せない。有償になると。そしてまた、移設に関して設置はJRの指定した委託業者でなければ設置できないということが言われまして、そうすると、設置だけでも1000万円くらいかかるということになりましたので、高額になるということでそこは断念しました。トレセンの今あるログハウスの後ろ側の方に展示を考えています。先ほど言いました郷土資料室の軌道に関する展示物を将来的にはログハウスを活用して、そこを軌道の資料館として皆さんに見ていただくということで計画していきまして、ご理解願いたいと思います。

次に、農業者トレーニングセンターの関係ですけれども、農業者トレーニングセンターは議員言われた後に建築の方と現場を確認しました。色は薄くなっているのは間違いありませんでした。ただ、壁の方の腐食といいますか、そのような状況が見られなかったということで、まだちょっと大丈夫だろうという思いでいます。文化センターの改修が終わりましたら、次の計画としてトレセンの改修も考えていきたいと思っておりますので、ご理解願います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） 221ページ、スクールバスの購入に関する財源の

関係についてお答え申し上げます。この度のスクールバスの購入に関しまして防衛交付金をまずベースにして、残りを一般財源という形で財源充当してまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○1番（川村義春君）** 221ページのスクールバス購入については、了解いたしました。何とか12月までに入ればいいですね。今こういう情勢ですから。

223ページ茶内小学校の給油施設の改修工事ですけれども、平成2年に設置したものであるということで、地下タンクを。消防から指摘があったとすれば、早く対応してよかったなと私は思っています。漏れてしまったら大変なのです。土から全部入れ替ええないからね。そんなことでよかったなと思っております。それと散布小中学校のトイレの改修工事です。合併浄化槽だったのですね。下水道が引かれていますから合併浄化槽から下水道に繋ぐということで、心配したのは工事の期間中の子供の対応をどうするかということが1番心配でした。それで夏休み期間中で完全に終わるのでしょうか。その辺ちょっと心配ですので、確認させてください。

それと227ページの修学旅行補助ですけれども、要綱を作成するということから、将来ともにそういうものを作っておかないと、継続して補助するということがないと思いますので、是非作っておいたほうが良いということで理解をいたしました。

それと253ページの簡易軌道の関係です。経過を聞いて、今さらながらちょっと驚きましたというか、認識を新たにしたいと言いますか、そんな感じだと思います。地域でも色々と努力をされて、ペンキを塗ろうとしたり、町内の業者さんに頼んでもちょっと無理だということで、専門の業者さんに頼まざるを得ないということですが、内容的には鉄板の錆を取ることによって、朽ちる、崩れ落ちることが考えられるので、その鉄板の補修も兼ねて、溶接をし直すだとかということも含めて、やるということで理解していいですか。ぜひ、これについてもやってほしいし、移設の関係で目立つところは駅かもしれませんけれども、トレーニングセンターの入り口は場所的には人も集まるし、玄関口でもあるし、目立っていいのかなと逆に思っています。ログハウスについても上手く活用していただきたいと思います。特にありません。

最後のトレセンの関係ですけれども、色が褪せても壁自体は問題なく、まだ持つということですから、文化センターの大改修終わった後にでも是非、計画を組んでいただきたいと思います。これに対しても答弁要りません。聞かれた部分だけお願いします。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誓君） 223ページ、校舎の改修に関わっている部分です。一応工期は10月中旬までになっていますので、昨年の浜中小学校のトイレ改修、一昨年の茶内小学校のトイレ改修のように仮設トイレを設置して工事が終わるまではそういった対応をしていきたいと考えてございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 5番加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 議案書のページで言いますと2つあるのですけれども、221ページの教育研究所について1点と、同じページで小学校の教員で会計年度任用職員報酬と書かれてあるのは、これはその年度の新卒の教師が入ってくるかどうかという、そういうものではないのかなと思っていましたけれども、その辺の説明。浜中町は教員の経験者が転勤して来なくて、私が教員やっていたときも皆さん大変苦労していたのですが、結局、なかなか40代、50代で家庭を持っている教員が浜中にやって来ない。先生方にとっては苦労して学校運営にあたっていたと思うのですが、最近のその辺の事情は多くの教員の経験者が、浜中に異動希望出してやって来ているかどうかというところの実態を聞きたいなと思います。

それで、1点目の浜中町教育研究所について、現職の教員が研究所の構成員になって、そして9教科ある教科の研究ともう一つは生徒指導やら道徳やら色々な活動についての研究というのが、最も身近な研究所なのです。浜中町にやって来た教職員が、何かを勉強したいなと思ったときに、校内は抜かして町内あるいは釧路管内で勉強できる場所というのは、どういう研究会があるのか。それが教職員によってどんなふうに活用されているのか、実態をお聞きしたいと思います。

もう1点の教職員の配置、転入、転出。その辺で言いますと転入して来る先生は若い先生方が多くてなかなか経験者が入って来なくて苦労している部分もあったかと思うのですけれども、若い先生ばかりの教員の転入というのは、考え方によってはとっても若い考えで浜中の教育を進めるという、そういう面ではプラスになる部分もあるのですが、教育委員会としては教職員の適正配置について、異動について、どんな点で進歩してきたのか。今、なお困っている課題はこうなのだというようなことを知らせていただきたい。以上、よろしく申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（伊藤善一君） まず1点目の先生方の研修の実態についてお答えいたします

す。まず、本町の研究所につきましては、議員おっしゃられるとおり、教科研究、生徒指導、進路指導関係、郷土読本、へき地複式の関係、ICT特別委員会等で各学校の先生が集まっていたいて、その時々課題に応じて研修をしているというような実態がございます。議員から質問ありました、町外でっていうようなところなのですけれども、釧路管内の中にも任意の研究団体がやっぱり複数あります。各教科についてですとか、国際理解研だとかということで研究団体がありますので、そちらの方で活躍されているというような先生方もございます。こちらの方については、先生方の口コミというような形になったり、研修意欲という部分になったりとするので強制力はないのですけれども、そういった団体が複数ありますというような実態がございます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 管理課長。

**○管理課長（舟橋正誉君）** 小学校管理運営に要する経費の報酬、会計年度任用職員報酬につきましては、学校事務生に係る報酬ということになります。教職員の人事異動に係わって、転入転出、転入につきましては若い先生が多いというようなお話をいただいておりますが、釧路管内で教職員の人事要綱みたいなものが定められまして、釧路市でありましたらA郡、周辺の大きな学校はB郡、標茶町とか鶴居村はC郡、離れている浜中町はD郡というような形で定められまして、それをすべて教員は退職までに回りましようというような要綱が作られておりまして、さらにA郡は何年、B郡は何年、D郡は具体的に浜中町ですけれども、4年頑張ってくださいというような要綱であります。浜中町はやはりD郡ということで、人事をする上では非常に要望が浜中町へ行きたいという人の人数は非常に少ないのが現状であります。ただ、その辺りは釧路教育局の方がきちんと要綱を見ながら人事を配置しておりますし、私どももやはり最近はいくぶん少ないのですけれども、浜中町は新しい先生の研修の場みたいな形で新採用の先生が非常に多く入ってきておりましたが、最近では新4と言いまして、他のところで採用されて4年間はそこにいますが、そのあとは必ず出てくださいという新採用4年という方が、非常に逆に浜中町に来てもらっている状況でございますので、1校でも他の学校を経験していると、新採用よりも資質が高いといえますか、経験している分やっぱり指導力がある。そういった方が浜中町に配置されている状況もでございます。ただ、課題としましてはやはりミドルリーダーといえますか、30代・40代の経験豊富な先生が数多く来ないというのは実際なので、20代と30代前半というような若い先生が多いのも事実です。そういった部分では3校なり4校を経験した経験豊富な先生が来ないというのは課題

としてあります。ただ、これにつきましては、その年代になりますと結婚して子供ができて、住宅を構えるとか、教員の日常生活にもやっぱり変化がございますので、1人単身で来るとか、なかなかそういうことはできないのかなと考えられますが、いずれにしましてもそういう状況ですので、本町の教育のために頑張ってもらえる経験豊富な先生を人事異動で呼びたいという熱い思いは、この時期といえますか、人事異動の作業が始まったときにはしっかり釧路教育局の方に伝えていきたいと考えてございますので、ご理解をお願いいたします。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○5番（加藤弘二君）** 今の管理課長が言われておりましたとおり、A郡B郡C郡D郡というふうになっていて、なかなか教員が浜中町にやってきて自分の子供をここで育て、そして将来は高校に進めて大学にやるというのは、ちょっと無理かなと経済的なことも考えながら、なかなか来られないというのが現状だったと思うのですが、今の管理課長が話したように以前に比べたら、向かってくる教員がいると。これは教育局やあるいは地域の教育委員会がそれなりに自分たちの教育環境を管内に広めている成果ではないのかなと私は思います。私自身は希望してこちらの中学校にお世話になりましたけれども、初日から私はこの生徒が大好きになっちゃったのですよね。小学6年生まで先生方を困らせて、小学校の先生を全部担任変えてきたのだという学年だと聞かされまして、私は3年生担任になると思ったのだけれども、1年生が回ってきました。担任をしたら、入学式のときに父母の多くは夫婦で参加するという、他の町村には見られないほどの期待感というかそういうのは見られました。それから一番初めに元気な子が立ち上がって先生はここに何年いるつもりで来たのか、と言われまして、何でそんなことを聞くのかと言ったら、おれたちは毎年1人ずつ先生方を変えてきたのだ。先生は何年いるか聞きたいというので、私は腹が立ったので、俺は10年いてやるわと言ったら、その子はみんなに向かってこの先生10年いるってよというふうに言われて、そこが私とっても気に入りました。なかなか元気だなと思って、よし10年いてやるとそこで決めました。1年やってみて他の学校にないとってもいい部分があります。何か言ったら、子供たちがみんな素直で正直で嘘をつかない、明るいというのが、浜中町の子供たちの実態でした。そこに3年も5年も10年も最後は12年もいたのです。もっといたいと言ったら、校長が頼むからそろそろ他の学校に異動してくれと言われまして、散布小中学校の方に異動しました。そこへ行っても子供たちの素直さは大変なものでし

た。私は新卒者が教員をするのであれば、どうぞ浜中町に来てくださいと。勉強になります。研究所は何もないけれども、子供が良いのです。子供たちが素敵なので子供とお話していると教育力がぐんと高まるのだと。そういう視点で教育委員会は、教師の募集に対しては浜中町で勉強してくださいと、子供たちに学んでくださいと言うことを胸を張って宣伝したらいいかなと思います。それから一つ目の浜中町教育研究所、これは釧路管内の全ての市町村でそれぞれの研究所があります。これは他の研究者が入らず、現場の教師のみ校長、教頭、一般教諭、事務職員、それから養護教諭の現場の教員が集まったの1年間の研修なのです。今はどうなっているか。研究会は続けられているのか。パソコンが入ってから、どんなふうに研究所が変わっているのか、変わっていないのか。その点のことをお知らせ願いたいと思います。

もう1点は教職員の年代別の配置です。管理職も含めて。管理職は大体40代以上になっていると思うのですが、小学校4校、中学校4校ですから大した数ではないと思います。20代の教師がどのくらい、30代はどのくらい、40代はどのくらいか。町の教育委員会としては、教職員の年代配置の希望する形があれば、申し述べてもらいたいし、今のままで十分やっていけるというのであれば、その考えを示していただきたいと思います。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 指導室長。

**○指導室長（伊藤善一君）** 研究所の内容についてお答えいたします。まず、今年度は釧路管内学校教育研究大会浜中大会がございまして、2年前に行う予定だったものなのですけれども、コロナの関係で先生方が令和2年度は集まれず全く動けなかったという状況でした。令和3年度は先生方が集まったり、またはウェブ、ネットで会議をしたりとかして何とか繋がりながら、研究活動を進めてきている状況があります。来年度、令和4年度に浜中大会を迎える運びになっています。浜中に色々な管内の方々が集まってくる可能性がありますので、こちらについてもインターネット上で授業公開をして、Zoomを使って授業の検討をしたりというようなことを今計画段階で進めているところでございます。

もう1つは、新学習指導要領についてです。小学校が今年で2年目、中学校が今年で1年目ということで、新学習指導要領の考え方に乗った授業公開、子供の主体的な学びを引き出す確かな学力を育む授業を来年度、令和4年度に公開できればと考えております。



あと3つ目が、釧路へき地複式教育研究大会浜中町大会が今年ございます。これに向けてもいよいよ動き始めているというような段階です。

4つ目です。先ほど議員おっしゃられたパソコンの話です。本町にはICT委員会がございます。1人1台端末の効果的な活用方法や、指導方法の研究と授業公開というようなことで進めてきております。今年は霧多布小学校と中学校でデジタル教科書を試行的に文部科学省の指示で入れさせていただいて、デジタル教科書の有効性について検討する機会がございました。

5つ目は、郷土資料浜中の活用についてです。昨年度は郷土資料浜中が改定されました。今年はそれを活用したワークシートを作ったりだとか、撮影した写真だとか、授業で使っている資料だとか、そういったものを共有化するような作業を進めました。そのワークシートや写真だとかを子供たちが1人1台端末でさっと見れたり、さっと使えたりと。それはどのようにしていったらいいかというようなことをこの委員会の中では進めております。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 管理課長。

**○管理課長（舟橋正誓君）** 教職員の年代別配置に関わって、年代の集計といたしますか、そういったものの一覧といたしますか、集計はしていない状況でございます。ただ、町として年代の配置の問題ということでもありますけれども、やはりできればバランスの取れた教職員の配置が1番望ましいと思います。若い人ばかりが偏るのではなくて、やはりミドルリーダーと言われる30代40代の経験ある先生が各学校に1、2名いてくれたら非常にいいのかなと思います。若い先生は経験豊富な先生から色々なものを吸収して勉強していつてもらいたいと思います。ただ、やはりこれはわが町ばかりが何とかそれを求めているのではなくて、他の町村もバランスの取れた教職員を配置したいと考えてございますので、管内一帯で上手く配置しながら、釧路管内全体の教育を盛り上げていきたいと考えてございますので、ご理解お願いいたします。

**○議長（波岡玄智君）** 10番渡部議員。

**○10番（渡部貴士君）** まず237ページです。負担金の中の生徒スポーツ振興助成金の内容をお伺いいたします。

続いて245ページ、パソコン等購入、事業費調の中で内訳は確認いたしました。タブレット端末90台は生徒に1台配布されるのかなと思うのですが、タブレットの耐用年数等にもよりますが、3年生は1年間の使用で卒業すると思います。1年生で

配布された個人の端末は同じものを3年間使用するのでしょうか。

その下の補助金、生徒スキルアップ補助も以前に生徒さんが試験を受けられた種類について伺ったことがあるのですがけれども、新しい資格が生徒さんの希望で何か増えたのがありましたらお知らせいただきたい。

最後に263ページです。備品購入費の中の施設用備品購入の内訳も教えてください。お願いします。

**○議長（波岡玄智君）** 管理課長。

**○管理課長（舟橋正誉君）** 237ページの負担金補助及び交付金の生徒スポーツ振興助成金については傷害保険でありまして、児童生徒が学校等における教育の場で怪我をした場合の保険になります。正式には日本スポーツ振興センター共済保険ということでありまして、中学生につきましては945円の242人分ということで予算を計上させていただいております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 高校事務長。

**○高校事務長（中田昌浩君）** まず、245ページのパソコン等購入の関係で、議員おっしゃったのはGIGAスクール用タブレット購入のことかと思われましたので、その件でお答えをいたします。高校では令和4年度より新しい学習指導要領により、1人1台タブレット端末を活用したGIGAスクール学習が始まります。霧多布高校でもそれに対応するためにタブレット端末を用意いたします。それで資料にもありましたように90台購入いたします。生徒の75名分と先生の15名分を合わせまして90台ということになります。それで、耐用年数といえますか、高校では3年間学習するわけですから、一応その90台というのは1年生から3年生までを一括購入すると。それで3年生は1年間使用、2年生は2年、1年生が3年間使用しますので、学校といたしましては3年生は1年使用ですから卒業するときには置いていってもらって、そして今度入ってくる新1年生に使ってもらおうと。2年生は2年間使用しますから、それについてはだんだん年数も経ってきますので、例えば、1年生が3年間使って、それをまた4年目として新1年生が使うのがいいのかどうかという部分もありますので、現状ではまだその結論は出ておりません。当面は3年生が1年使った分については、置いていってもらって新1年生に使ってもらおうという形で現時点では考えております。

それから同じページの補助金のスキルアップ補助についてでございますけれども、これの新しい資格ということのご質問だったと思います。新しい資格といえますか、令和

4年度予算でございますので、令和4年度のスキルアップ補助の内訳について、ご説明させていただきます。スキルアップ補助は模擬試験と各種検定試験を行っております。模擬試験の方は全部で6試験でございます。主なものといたしましては、公務員模擬試験看護模擬試験、大学共通テスト模擬試験、総合学力テスト、記述模擬試験など6試験がございます。それから各種検定試験については、令和4年度で予定しているのは14検定で、主なところでは英語技能検定、数学技能検定、文書デザイン検定、社会人常識マナー検定、簿記検定という形で他にもございますけれども、主なところはそういった検定がございます。それで令和4年度の延べ人数ですけれども、模擬試験の方では197人が受験を予定しております。それから検定の方では278人が受験を予定しております。合計しますと475人が模擬試験と検定試験を受験するということが予算として見込まれております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤邊昭彦君） 263ページの備品購入の内訳ですけれども、まず1つ目は、バレーボール支柱36万7000円です。それとバドミントン、テニスのガット張り機25万円です。合わせまして61万7000円となっております。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誉君） 先ほどの237ページの生徒スポーツ振興助成金の答弁の修正をお願いいたします。先ほど傷害保険と言いましたが、これにつきましては申し訳ございません。中体連の助成金40万円ということですので、よろしくをお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） この際、暫時休憩します。

（休憩 午後 0時09分）

（再開 午後 1時09分）

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 議案第17号の質疑を続けます。

第9款教育費の質疑を続けます。

10番渡部議員。

○10番（渡部貴士君） 237ページ、先ほどの答弁を訂正ということで承知しました。生徒スポーツ振興助成金というタイトル名目が付いていますので、僕がこのタイトルで理解したのが、今、高校生の部活動のことで何かかなという想像していたのです。

それで、今、eスポーツというものが、若い人の中でちょっと流行っているようなのですけれども、要は僕たちにしてみるとゲームをやっているようなものなのですが、そのゲームの内容がサッカーですとか、野球ですとか、卓球ですとか、そういったもので学校の部活動になっているところもあるようなのですけれども、霧多布高校ではeスポーツに関して、学生さんからご要望とかというのはないのでしょうか。

あと245ページのパソコン等購入の件に関して、使い回すというか、耐用年数というか、3年生が1年しか使わなかったものは、翌年に使用できるのであれば新1年生へ移行するという事で承知しました。それで、このタブレット等を使う授業に特化してくるのかなと思ひまして、それで今年度4月から新しい教育で高校生でも資産運用、投資教育なのですかね。カリキュラムの中に入ると聞いたのですけれども、その点どういう形で新しく取り組まれるのか、お伺いさせていただきます。

あと263ページ備品の件です。バレーボールの支柱とバトミントンのガットということで承知しました。体育館は、スポーツジムの設備もありますので、そこで僕もちょっと聞いたというか見たぐらいなのですが、ジムの機器で発電をするジム機器があるようなのですよ。普通のエアロバイクというのですか、電気を使って使用するものですよ。何キロ走ったとか負荷をかける。これ逆に動力を使うということで発電をするという機器もあるようなのですよ。どうしてこういう質問するかというと、やはり災害対策ということで、例えば、停電時、災害時の避難先にこういったものがあれば、蓄電なのか、発電なのか、電力として使うことが可能なのかなと思ひて、将来的にこういった設備の購入の予定とかないのかどうか、お伺いさせていただきます。

**○議長（波岡玄智君）** 高校事務長。

**○高校事務長（中田昌浩君）** お答えいたします。高校教育の部分で、今部活動のeスポーツの部分と、それから資産運用のカリキュラムの件についてご質問がありましたので、私の方からは活動のeスポーツの件でお答えをさせていただきます。部活動要望がありますかというご質問だったと思ひます。それで高校では、毎月定例の職員会議がございまして、その中でも特別eスポーツの件につきましては、部活動推進委員会などでも話し合われているという話は伺っておりませんので、現時点では生徒の方からの要望はないということで、ご理解をお願いいたします。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 指導室長。

**○指導室長（伊藤善一君）** 先ほどのご質問にお答えいたします。高校における新しい

教育課程の中の金融教育にあたるものだと思います。教科は家庭科です。実際にお金を管理・運用する家計管理という内容になってきます。二つの軸になっています。一つ目が、家計管理の基本の理解です。収支のバランスだとかリスクの管理だとかが一つ目です。二つ目が、生涯を見通した経済の計画といえますか、教育資金と住宅の取得についてとか、老後の備えとかについての具体的な商品についての学習も含めての内容となっています。申し訳ないのですが、時間数について把握しておりません。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 生涯学習課長。

**○生涯学習課長（澤邊昭彦君）** 260ページの備品に関して再質問にお答えします。総合体育館にあるトレーニング機器の中で確かに2台か3台はコードレスの機器はございます。ただ、それが発電するかといたら、現在は発電ができない状況ではあります。今は津波の際の避難所とはなっていませんので、今後、総合体育館が避難所になりましたら計画も含めそういった機器、色んな人に使ってもらうので、耐久性であったり、すぐ壊れてしまったら意味もないので、しっかりした機器をいつも購入しています。良いものがあれば検討していきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 2番田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** 219ページ、その他教育委員会事務局に要する経費149万3000円に関してなのですが、去年まではここで一括して、小中高のスクールカウンセラーの方々の予算が出ておりました。報償費ということで、去年は89万5000円ですか。それで今年度は、あれがないと思っていたら各小学校・中学校・高校において予算措置がされております。ちなみに小学校で今年度は20万7000円、中学校で75万7000円、高校で20万7000円ということで、必要なものがなくなるとよかったなと思ったのですが、何故ここで一括して予算化したものを、小学校・中学校・高校というふうに分けることになったのかという経緯等について。それで小中高を合わせまして、117万1000円になって前年比27万6000円増ということになるかと思うのですが、その増減した要因も踏まえて説明いただければと思います。

その下の学校用バスに要する経費、学校用バス運行委託料6387万7000円。これは昨年度、前年当初から見て減額になっております。まず減額だなと思って、人件費等が上がる中で減額の予算組めるのだなということで、注目しました。それで昨年度6458万1000円、今議会の9号補正で29万7000円が減額補正されておりました。

て、6428万4000円という前年度の執行状況ということになろうかなと思います。それで前年度の執行状況から、なおかつ今年度の予算額を引いても40万7000円という金額が低くなるわけですね。合わせますと60、70万円くらい減額となることでもあります。委託料ですので委託先の何というのですか、人員の配置ですとか、そういうものにもよるのかなと思うのですけれども、70万円という金額が減額ということは相当、そこで働く方々に影響があるのかなと思うのですけれども、まず、この減額できたという要因を説明いただきたいと思います。

それと221ページ、教育研究所に要する経費です。まず、先ほど5番議員からも質問ありました、町教育研究所負担金に関してでありますけれども、先ほど今年度の研究内容等を詳しく説明いただきました。それで前段9番議員からも、今後の教育のあり方ということで若干触れられたかなと思っております。そこで教育長から教育の変化に対応してというようなお話もあった中で、どういう形にしてもこの教職員の協力というか、努力がなくて変われるものではないなと思っております。今後に向けて、令和6年度にはその計画を策定したいというお話でありましたので、ここの実際の教職員との協議、コミュニケーションを強化していかなければ、実のなるものにはならないのかなと思いますので、その辺の今後の教職員との対話を踏まえ、そこを強化した中でこの計画に反映させていくという考えがあるのかどうか、伺っておきたいと思います。

それと223ページ、小学校管理運営に要する経費のまず役務費、単純に手数料という名目で79万3000円の内容を聞こうかなと思ったのですけれども、時間も短縮しなければならぬ関係でざっくりばらんに聞きます。これは何点か昨年の予算を調べて、例えば、暖房機点検手数料、貯水槽洗浄消毒手数料、給食用小荷物昇降機点検手数料とかが合算された金額がほぼ近い金額であります。これは全款に亘って言えることなのですけれども、こういうふうに手数料等を集約して手数料という形で金額だけを上げてこられているのですけれども、前年度と比較して、これ無いなという中で積算すると、この中に含まれているというところに辿り着いたのですけれども、ただ集約されないで、例えばその下の清掃手数料4万4000円ですとか、遊具点検手数料15万9000円ですとかは、この手数料に集約されないでしっかりと前年度と同じように中身が見えるように予算計上されております。それで全款に跨っている関係上、事務の効率化等を考えるのことかと思うのですけれども、全てを集約しないでさっき言ったようなものだけを集約しているという部分もありますし、加えて、大規模運動公園をちょっと例にとり

たいと思います。263ページ大規模運動公園の委託料、管理委託料70万円というのがございます。それでここは昨年までは、スケートリンク管理運営委託料という形で予算書に分かるようになっておりました。管理委託料がボンと載せられますと、大規模運動公園は総体あります、グラウンドあります、プールあります、リンクあります、これの管理委託料はこんなもので賄えるのというふうにもなってしまうのですよ。前年度と比較するから見えてくるのですけれども、今年の予算書から見始めると全く内容が見えない予算になってしまったかなと思うのですよ。それで事務の効率化を図るという意味では、私は特に言及できませんけれども、ただうちの議会は予算委員会という形をとっておりません。本議会での予算審議ということです。本来であれば、事業の内容、あるいは必要経費の内容の上で、それに対するこの予算額がどうなのであろうかということ審議することが、議会の我々の務めかなと思う中で、見えなくなってしまったことに対して、今後の方針も加えまして、今後もこれでいくので必要があれば、原課回って聞いてくださいというのであれば、そうするしかなくなるのかなと思うのですけれども、そこら辺の考え方について伺っておきたいと思います。

それと223ページ、使用料及び賃借料のパソコン等借上料で、先ほど来から協議されている内容は理解しました。それで事業費調では、5年リースという説明でありましたけれども、例えば、小学校でいけば404万2000円、これが5年分と考えているのか。5年リースということなので、そういうことなのか、それとも単年度でこのリース料404万2000円なのか、それによってはリースじゃなく買った方がよくなるのかなという考えもあります。5年リースというものの金額なのかどうかを聞いておきたいと思います。

それと227ページ、小中高合わせた修学旅行の補助であります。ふるさと納税を教育振興に役立てるという意味では良いことだなと思っております。それでその下に扶助費として修学旅行費がございませぬ。私はこの扶助費を受給されている方も一律、今回のこの対象かなというふうに考えていたのですけれども、先ほどの答弁ではどうも違うようなので、その方はこの今回の45人には入っていませんというような内容だったと思います。そこがちょっと引っかかるのですよ。扶助を受けるというからにはそれなりの理由がございまして、修学旅行を一緒に楽しんでもらうという意味合いなのだと思うのですよ。だからそこはそこで受給しているので、町の今回からは外しますよというのはどうなのかな。そこも含めて私は補助があってもいいのではないのかなと。単にお金

が扶助されているからという考え方で割り切っちゃっていいのかなという思いもあります。それについての考えを伺っておきたいと思います。

それと229ページ、児童の健康管理に要する経費です。ここの役務費、ここも多分集約なのかなと思うのですけれども、傷害保険料23万3000円というものが、前年度23万5000円で、これは先ほど管理課長が答弁を間違えた、それこそ共済保険なのだろうと思っております。ただ前年度、ここに金額は4000円と小さいのですけれども、検診医師傷害保険料というものが例年予算計上されておりました。これは、文字どおり学校に検診に来ていただく医師の損害保険料だと理解していたのですけれども、これがなくなっております。それが傷害保険料にここも集約されてしまったのかなという、そこにいくのですけれども、必要ないとした経緯、必要でなくなったのであればその経緯を伺いたいと思います。

それと233ページ、外国語指導助手に要する経費の旅費、外国語指導助手99万4000円。令和元年度17万7000円、令和2年度18万2000円、令和3年度17万8000円という計上でありました。今年度99万4000円と大きく跳ね上がっております。これは赴任先等の関係なのかなと勝手に想像するのですけれども、極端に増額になった要因。それと次ページに関連あるのでしょうかけれども、負担金自治体国際化協力負担金51万3000円。これは昨年度9万2000円という額でした。それぞれ増額となった要因について説明いただければと思います。

239ページ、高校管理運営に要する経費の役務費、1番下段の清掃手数料4万2000円というものが昨年度載ってなかったものなので、どういう清掃に対する手数料なのか説明いただければと思います。

それと243ページ、教育振興に要する経費の委託料、学習支援クラウドサービス委託料128万9000円。これも2年度39万円、3年度も35万7000円でありました。クラウドサービスの委託料というからには、今まで使っていたクラウドに更に何か新しいものを教材として活用するための予算であろうということは想像がつくのですけれども、大まかで結構ですので、今までなかったこういうものを教材として活用するための委託料ですという説明があればいただきたいと思います。

それと257ページ、図書室事業に要する経費として伺いたいのは、まず、備品購入費42万3000円です。補足説明で図書の返却ボックスですとか、何点かご説明ありましたけれども、聞き取れなかった部分もありますので再度説明いただきたいのと、報



酬の会計年度任用職員241万2000円であります。これは多分、司書の方の報酬かなと思うのですけれども、現在の図書司書の方は大変精力的に活動されております。例えば、移動図書室というものをわざわざ本を選んで対象者が茶内であれば、わっはっはの時に高齢者に合ったような図書を選んで来てくれたり、また、児童生徒が集まるようなときには、児童生徒に合わせたような図書を持って来てくださり、本当に精力的に活躍されているなという点では感謝申し上げます。それで、聞きたいのは文化センターの図書室の利用状況というのですか。分かれば年代別、大まかな年齢別の利用状況等も分かれば知らせていただきたいと思えます。

それと261ページの手数料、ここも念のため、前年度、トレーニング機器補修点検委託料、受水槽内清掃点検委託料、地下タンク清掃委託料を合わせての金額かと思うのですけれども、念のためこの手数料の内容をお知らせください。

それと、大規模運動公園に関らず、コロナ禍ということでトレセンもそうですし、浜中にあるスクラムですとか、パークゴルフ場ですけれども、多分なかなか利用が伸びていないのかなと思うのですけれども、ここ2年くらいの大まかな利用状況が分かればお知らせください。併せて、まん防等が出た場合には、町民限定でということで開放されております。それで、同様に消毒態勢とかは完備されて対処されているのだと思うのですけれども、そういう面も併せて説明いただければと思えます。

それと267ページ、町民パークゴルフ場管理運営に要する経費の備品購入費63万1000円の補足説明で本当に聞き取れなかったのですが、券売機という言葉があったかなと思っているのですけれども、僕はパークゴルフをやらないので、利用したことないのですけれども、どういう券売機、使用料といいますか、そういうものの券売機かなと思うのですけれども、券売機を新たに入れるものなのか、更新するものなのかも含め、その用途について伺っておきたいと思えます。

271ページの給食センターです。まず、備品購入費、事業費調では、配送用トラックということで給食の配送車かなと思っております。現在のトラックはどれくらいの年数が経って、更新時期ですよと言う事なのでしょうけれども、修理費もかさむようになってきて色々な要素があって963万9000円という予算だと思うのです。今回入れるトラックの大きさというのですか、例えば、2t車ですとか、4t車ですとか色々あると思うのですけれども。それと更新になるので、当然1台なくなるということは、配送に支障が出ると思うので、交換するタイミングですね。納入時期も含めて交換するタ

イメージを説明いただければと思います。

それとそこのページの1番下の学校給食費助成金ということで、これは町が町外の小学校、中学校等へ親子の勤務先の関係で通学されている部分での助成金というふうに理解しているのですが、昨年6月に補正で3名分14万7000円が計上されています。今回24万8000円ということで増えたのでしょうかということなのですが、対象となっている人数をお知らせください。長くなりましたけれども、以上、よろしく願いいたします。

**○議長（波岡玄智君）** 管理課長。

**○管理課長（舟橋正誉君）** まず、219ページのスクールカウンセラーについてお答えいたします。当初その他教育委員会事務局に要する経費に入っていました、今回の予算につきましては小学校費、中学校費、高等学校費に分けさせていただいております。これにつきましては、一昨年、道のスクールカウンセラー事業ということでスタートしています。これにつきましては、中学校対象ということでスタートしまして、道のスクールカウンセラー事業に則って、当初、その他教育委員会事務局に要する経費に位置付けさせてもらいました。ただ、今年につきましては増額の部分もあるのですが、実は令和4年度につきましては、小学校もスクールカウンセラーを使いたいということが出てきておりますし、中学校は3つの中学校、さらに高等学校も1年を通して使うと。スクールカウンセラーを導入するということになりました。それであれば、きちんとそれぞれの項目に分けて予算化した方がいいということで、この度、別々に予算を計上させていただきました。増の部分も令和3年度につきましては、茶内小学校が2回ほど入っております、その他の霧多布中学校、浜中学校、茶内中学校が月2回入っております。高等学校も月2回程度で入っております。令和4年度につきましては、それに追加して浜中小学校が月2回、スクールカウンセラーを派遣していただきたいという要望がありましたので、その分の増額という形になります。

それとスクールバスの関係になります。スクールバスは議員言われたとおり、前年度対比で70万4000円減になっています。これにつきましては、海岸地区と内陸地区と営業バスと3つに分けさせてもらっているのですが、海岸地区につきましては、実は増額になっています。これにつきましては、下校バスにおきまして1便が増になっているということと、児童生徒が乗る場所がちょっと長くなったということで、1日に走る走行距離が多くなって、その分のガソリン代と車両維持での増額、それと運転手の労務

時間の増額ということで増えています。逆に行事バスを実績によって減らしておりますので、それで差し引き約120万円と消費税で132万円の海岸地区での増額ということになっています。逆に内陸地区につきましても、7台運行しているのですけれども、下校バスで小学校低学年が乗車しないとか、また、ルートによっては中学校の部活バスが走らない便もありまして、その2便が去年と比べて減っているということで、その燃料代と人件費等で約67万2000円の減額という形になります。それと営業バスです。これはご存じのように茶内第一方面ともう1つ福島地区を運行しているバスなのですけれども、乗車する児童生徒の距離が短くなったため、燃料費等の経費と人件費で約89万8000円の減額になりまして、この3つを足しまして70万4000円の減額ということになります。

それと、町研の部分です。教職員とのコミュニケーションの関わりということであり、ます。教職員とのコミュニケーションにつきましても、昨年からは教育長が新しくなりまして、学校現場、また、一般教員の勤務状況、職場での環境等をきちんと把握するというところで、昨年2回ほど全校の教職員と面談を行っております。その中で学校における管理職との関わり合いとか、同僚との関わり合い、そして自分における人的な悩みとか、あと住環境の関係、学校の施設の関係などそれぞれをざっくばらんに各先生に聞いております。その中で色々協議、また、対応できるところはきちんと対応してあげていますし、なかなかできないところは今後の課題として残していきながら、解決に向けていくということを考えております。令和4年度もしっかり学校に入って先生方と面談をしながら取り進めていきたいと、やはり現場をきちんと把握しておかなければならないという部分もありますので、先生方からは教育長はじめ管理課長、指導室長ときちんと面談というか話を聞いてくれるということで、非常にありがたい言葉をいただいておりますので、その辺りはしっかりコミュニケーションを図っていきたいと思います。今後の学校の適正配置等の動きの中でも検討委員会等に教職員をきちんと入れていって、先生方の考えもしっかり反映させるような形をとっていきたいと思います。

それと小学校管理運営に要する経費の役務費の手数料79万3000円です。これ議員言われたとおり科目の移動分となっています。変圧器劣化診断手数料、暖房機点検手数料、貯水槽洗浄消毒手数料、給食小荷物昇降機点検手数料がこの中に手数料として一括で入っております。それと使用料及び賃借料のパソコン等借上料につきましても、議員言われるとおり5年リースであります。購入したらこのぐらいになるよという部分

を5年で割って使用料及び賃借料で借上をするという形で考えています。これにつきましては、パソコンの他にプリンターを各学校に1台ずつ、それとライセンス使用料も含まれているということでございます。

それと227ページ修学旅行費の対象者の関係です。修学旅行の補助金の部分なのですけれども、1人に対する補助が小学校で1万1340円とさせていただいております。この金額なのですが、実は文科省で通知される要保護、準要保護の修学旅行費、今年と来年につきましては2万2690円の半額、10円未満切り捨てとしているのですけれども、この半額分を補助の対象の金額としたいということで考えてございます。中学校費におきましては、扶助費が6万910円の半額の3万450円ということであり、要保護、準保護の該当者の保護者にはまんだの、小学生で言えば2万2690円、中学生で言えば6万910円が支給されるということになります。逆に一般の方々については、その差額は自腹といいますか、保護者負担ですよということになりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それと229ページ、児童の健康管理に要する経費の医師の検診です。これにつきましては、検診医師傷害保険料4000円も合わさってございます。入っております。それと日本スポーツ振興センターの共済保険料の二本立てということでございます。

それと233ページの外国語指導助手に係る経費でございます。これにつきましては大変申し訳ございません。今年7月で現在いる外国語指導助手ピーター先生が帰国するという状況だったのですが、実はそのあと今年に入りまして1月17日付けで北海道の国際局国際課長を通して、一般財団法人自治体国際化協会からコロナ禍におきまして、外国青年の入国が非常に厳しい状況があることから、1年間希望すれば延長ができるということで希望調査が来ました。それでピーター先生に確認したところ、もう1年いてくれるということになりましたので、帰国に係る赴任旅費、それと来る際の協会の負担金はなくなりますので、6月にこれらを整理して補正予算で計上させていただきたいと思っておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 高校事務長。

**○高校事務長（中田昌浩君）** 239ページ、高校事務に要する経費の役務費、清掃手数料についてまずお答えをしたいと思います。4万2000円新設しておりますけれども、この内容につきましては、貯水槽清掃手数料ということで水道水のタンクの清掃の手数料でございます。これにつきましては、前年度までは役務費の手数料の中で予算を

計上しておりました。

それと次に243ページの教育振興に要する経費の委託料、学習支援クラウドサービス委託料についてご説明いたします。これにつきましては、93万円ほど委託料がアップしております。令和3年度までの従来の公務支援システムに4年度からは新しい公務支援システムが加わるということから、93万円ほど予算が増額されております。この公務支援システムなのですけれども、まず、従来のシステムでは大きく3つの機能がございまして、まず、1つ目は生徒情報の管理であります。これについては、生徒の出席欠席の記録、それから授業の内容の記録、それからテストの記録、そして進路指導等の記録であります。それから2つ目は、生徒と保護者への連絡、これは2月に例えば暴風雪による臨時休校がございまして、その場合は急遽決まったりすることもありますので、このシステムを利用して生徒とそれから保護者に連絡することが2点目。3つ目は、先生の業務の改善ということで、先生の業務の負担軽減が図られるということでもあります。それにつきましては、またこの後、新たに加わる公務支援システムの中でもちよっとうご紹介をしたいと思います。まず、新たに加わる新システムは大きく10点ほどあるのですけれども、主なものをご紹介させていただきます。まず、生徒の成績処理であります。これは生徒個々の成績を今度管理するということです。それから通知表の作成、これは生徒個々の評価であったり、評定、そして所見を作成することができる。それから学籍管理。これは生徒の名前、住所、クラスなどの基本的な情報の管理ができる。それから健康診断管理では、生徒の健康診断の結果を項目ごとに管理して、その結果をもとに健康管理帳票を作成することができる。その他毎日の学校日誌ですとか、保健日誌の管理など、多くの生徒情報機能を有して素早く、整理して作成することができるということで、予算的には93万円ほど増額することになります。この新しい公務支援システムに移行することで、先生方の業務負担が軽減され、その結果、生徒と深く向き合う時間が増えるので、結果として生徒の能力アップに繋がっていくものと考えております。それで令和4年度から学習指導要領の改訂により、高等学校教育が変わります。先ほど来言われておりますけれども、先生方の働き方改革による業務軽減、その関係による値上がり分であるということをご理解をお願いいたします。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 生涯学習課長。

**○生涯学習課長（澤邊昭彦君）** 257ページの図書室事業に要する経費、報酬の内容につきましては、議員お話しされた図書司書の分で日中の分と夜間のパートの2名分を

含んでおります。議員お話しするとおり、今、司書は本当に積極的にわっはっはであったり、ふまねっつとであったり、あと学校移動図書、図書の宅配便、そういった形で多くの活動をさせていただいております。これからも司書がアイデアを出したことは、私たちもそれを進めるように支援してやっていきたいと思っております。利用状況につきましてですけども、まずは図書の利用者です。令和3年の2月末になります。幼児で313人、小学生が222人、中高生が少し減りまして9人、一般の方が940人、合わせまして1484人です。本の貸し出し冊数ですけども、幼児が1623冊、小学生が1269冊、中高生が41冊、一般が3138冊、合わせまして6071冊となります。この他に議員おっしゃった移動図書として、77件、1222冊の貸し出しを行っております。令和2年度も年代別言っているんですか。令和2年度の合計につきましては、利用者が1707人、貸し出し冊数が6315冊となります。備品購入の内容ですけども、この度コロナの対策としまして、図書の返却ボックス。今の図書を戻すところがなくて、図書司書のテーブルに皆さん置いてくのです。ただ、やはり来た人があれこれ新しいものなのかなということの手を取ってしまうので、それを防ぎたくて消毒をする前に手に取るものですから、それを必ず返却ボックスに入れて、図書が消毒した後にまた利用するという形にしていきたいと思っております。あとは、図書の除菌機ということで、これは町民の方がいつでも使えるように図書室のところに置いてご自由に使ってくださいということで除菌機を使ってもらおうと思っております。

続きまして、大規模運動公園61ページになります。役務費の手数料ですけども、こちら手数料として名称を統一したということで、トレーニング機器保守点検12万1000円は昨年どおりです。新規としましては、高圧引込ケーブル絶縁点検診断が16万7000円となります。これは2年に一度検査しているものです。隔年で行っております。中身はそうっております。体育館の利用ですけども、先ほど言い忘れたんですけども、コロナの影響で社会体育施設、5月18日から6月20日は休館。その後8月27日から1カ月は町民限定。1月27日から今月21日まで町民限定としております。そういった形で各団体の使用ですね、少年団、スポーツ協会の団体の方々には、今自粛していただいておりますので、やっぱり施設としては減少しているということになります。体育施設でいきますと2月末で、総合体育館で7572人、農業者トレーニングセンターで6882人、町民温水プールで1780人、スクラム21で1270人、パークゴルフ場は1295人、大まかに言ったらそうなります。昨年度は総合体

育館1万218人、農業者トレーニングセンター3685人、温水プール1928人、スクラム21が1248人、パークゴルフ2464人となります。やはり町民限定とか、パークゴルフは町外の方が来られないということで大幅に減少しております。最後にパークゴルフの備品に関してですけれども、現在も券売機は使っています。それは建てた当時のもので、もう相当古くなっていて、お金を入れたら回数券というか半券が出てきます。それが詰まって出てこなかったり、色々エラーになり管理人さんが困っている状況がありましたので買い替えます。その際、新500円も使えるように、今は使えませんので、それも使えるということで、最新型に替えていきたいと思っております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 給食センター所長。

**○給食センター所長（春日良太君）** それでは271ページ、車両購入についてご説明いたします。まず、現在のトラックの状況ですが、現在使用しているトラックは平成11年1月に防衛調整交付金を使用して納入したトラックでございます。令和4年1月現在で走行距離は22万6000kmを超えております。現在は、浜中中学校、茶内小学校、茶内中学校の3校に給食を配送している車でございます。この車は23年経過しております。かなり老朽化も進んでおり、ボディーに腐食等で穴も若干空いている状況ですので、令和4年度で更新をかけたいと考えているものです。次に、新しいトラックについては、また同じ仕様の3tトラックとなります。財源についても、また防衛調整交付金を使用する予定で財源充当額は670万円、残りは一般財源で購入する予定でございます。納入時期なのですが、今、業者に確認しているところ発注から約7カ月から7カ月以上かかると、先のスクールバスのくんだりもありましたけれども、今の車業界、全体的に生産が遅いみたいで結構かかると言われています。車検の時期が1月12日で車検を迎えるものですから、通常6月の議会後に契約をすると1月末まで、もしかそれ以上かかってしまうので、うまく年末もしくは1月18日ぐらいまででしたら冬休みです。スムーズに交換が行えると、3月末になれば、それは春休みでスムーズに交換を行えると思いますが、基本的にはもう7カ月と言われておりますから、次回の車検分はもう委託料の方に予算は見て使わさると考えて予算は取らせていただきました。なので、交換まではずっと今の車両が使えますから、来た段階で即時交換をするという格好でいきたいと考えております。

続いて、271ページの学校給食助成金についてです。これについては、まず対象になるのが根室市教育委員会と協定を結び、浜中町内に在住している区域外を就学する児

童生徒、これ具体的に言うと根室市立厚床小学校と中学校の児童生徒となります。もう一つが、身体等に障がいがあり、町内の学校環境では受け入れる環境がなく、やむを得ず他市町村の養護学校等に区域外就学をする児童生徒、これも具体的に言うと釧路養護学校の小中学校の生徒になります。令和4年度は、根室市立小学校の児童が1名、根室中学校の生徒が1名、釧路養護学校の小学校児童が2名、釧路養護学校の中学校生徒が1名の5名分。小学校については4万6400円の3人分、中学校については5万4000円の2名分で24万7200円となり、24万8000円という予算になっております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（佐々木武志君）** 予算書全般にわたる、特に役務費、それから委託料もだと思っておりますけれども、そちらの名称の変更に関わってのご質問にお答えをさせていただきます。各課において細節の変更というものは行っているのとは思いますが、今年度において、細節、細々節がこれまでと同じ内容であるにもかかわらず、名称が統一されていない項目等も多く散見されたものですから、予算管理上、それから予算編成上、財政担当のみならず、各課においてもしっかりと予算完了ということで統一化を図った項目が教育費に限らず全般にございます。ただし、議員おっしゃいましたとおり予算書ベースで見ますと、変更内容というものが見えてこないと言ったことは、私も十二分に理解できます。今後におきましては、例えば、予算書を補正で変えるということとはございませんので、予算書配布時に、例えば、変わった部分については、当然今後も統一化というのはまだ全部済んでいませんので、新旧比較表も一緒に議員の皆さんにお渡しするという取り組みをさせていただきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** ごめんなさいね。自分で聞いて数ありすぎて、2回目が見つけれなくて。すみません。223ページのパソコンの5年リースの件であります。これ1年間リース料として404万2000円。他の中学校もそういうことになろうかなと思うのですよ。それで先ほどの説明で、これを購入した場合の金額を5年間で割り返すと、およそこの額になるという説明でありました。それを5年間リースという形で契約していくという説明ではありましたが、パソコンの金額は、私はノートしか持っていないので、正直分からないのとは思いますが、これは買うよりは安くなるという考



え方でいいのですよね。例えば、同程度の金額だけれども、保守点検で機種が古くなる場合も考えると、リースの方が経済的であるという考えでいいのかどうか。再度、答弁いただきたいと思います。

それと227ページの修学旅行です。分かるのですよ。これは言わんとしていることも分かるのですけれども、ただ、扶助費を受給されるにあたっては、例えば、非課税世帯であったり経済上大変な世帯であるからこそ、子供の修学旅行費を扶助費として支給しますという建前でやっているわけですよね。今回は町独自でやろうとしているのは、それ以外の児童生徒の保護者負担を少しでも軽くしようということで、扶助費の半分を支給させてもらうということなのですよね。それは、重々承知しているのですよ。ただ、そこがどうもこうすっきりしないというか、要は国の事業として貰っているから町教委としては補助しませんよという、その考え方がどうなの。補助は、町独自の事業なのだから、一律に補助したらというのが私の考えなのですから、それは行政の考え方で必要ないと、経済的にも扶助されるのだから問題ないということで行くっていうのであれば、これ以上もうどうしようもありませんので、問いませんが、再度答えだけいただいております。

あと243ページ、高校事務長から大変詳しく説明いただきました。それで、学習支援という枕がついているのですけれども、事実上、教員の負担軽減というイメージが強いのかなというふうに理解します。ただ、この学習支援クラウドサービスというのは、ネット見てもこのとおりの名称で出てくるので、学習支援クラウドというものでしょうけれども、聞いてよかったです。要は教員の公務的な部分もかなりあるのかなということで理解いたしました。2点、再度答弁いただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 管理課長。

**○管理課長（舟橋正誉君）** 223ページのパソコン借上料につきましては、先ほど議員言われますとおり、この他に保障パックとか、トラブルサポートとか、そういうものもセットされておりますので、ただ単にパソコンを購入するよりもメリットあるのかなと考えてございます。

それと227ページ、修学旅行の補助につきましては、今回こういった形で提案させていただきました。一応、これで何とか進んでいきたいと担当は思っておりますけれども、今後何か不都合といいますか、保護者の方から色んなご意見等ありましたら、また協議しますけれども、取り敢えずやってみなければ分かりませんし、この方向で取り

敢えずスタートさせていただきたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 次に、第10款公債費の質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 次に、第11款給与費の質疑を行います。

9番落合議員。

○9番（落合俊雄君） 1点です。給与費の中で会計年度任用職員給料2754万円ですが、これは俗にいうパートタイムとフルタイムがおられるのだろーと思いましたが、それぞれフルタイムが何人か、パートタイムが何人か、お知らせいただければと思います。よろしく。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（赤石俊行君） お答えいたします。それぞれの課に会計年度任用職員が配置されておりますけれども、フルタイムについては16人、パートタイムについては103人の合計で119人の配置となっております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 落合議員。

○9番（落合俊雄君） 総計で119人、フルタイムの方が16名おられるということでもあります。いわゆるその一般職が140人近く確かおられると思うのですが、職員で賄いきれないものを補完するために、会計年度任用職員を使うというのが基本だろーと思うのです。そういった中でこのフルタイムの会計年度任用職員が、恒常的に存在しているということ、いわゆる補完出来ない状況が生じたときにこういう職員を採用するというのなら、パート含めて必要かなと考えるのですが、そうではなくて恒常的に会計年度任用職員を対応し続けるという、こういう姿というのは本来どうかというそういう気はちょっといたします。本来で言いますと、職員の定数については、これだけの仕事をする度にどれだけの職員が必要かという基本のもとに定員管理というのはされるので、確かそうですよね。それで間に合わないから会計年度任用職員を恒常的に十数名雇用するというのは、この状態を続けることは、私の感覚からするといかがなものかなと。一般職というものと会計年度任用職員は待遇面で以前よりは良くなりましたよ。ただ、本質的に違うのは、会計年度任用職員の昇給は基本的にないですよ。補正予算でもちょ

っとお話ししましたが、一般職よりも低いレベルで報酬が与えられていると。一般職は上回らないということが前提だというような、確かそのときはお話でした。だけど、会計年度任用職員という方々の年収で言いますと、200万円を切るか切らないか。その程度の年収だと考えられます。自治体における、昔は臨時職員と言いました。今は会計年度職員という名前に改まりましたが、こういう方々の待遇はいかがなものかというようなことが話題になったことがあったと思います。それで、あえてこういう手当を出します、共済どうのこうのということはやったのですが、果たしてこれだけでいいのかなと。仕事だけをフルタイムでやってもらいます。でも昇給もありませんから、年間の給与としては、200万円を切りますよという話になってくると俗にいう自立できない、ちょっと前と言いますとワーキングプアに近いような待遇じゃないのかなと。会計年度任用職員の多くは、恐らく女性の方だろうというふうに私は想像します。実際男性の方おられるかどうか把握していませんけれども、こういう状態でずっと続けられるとことは、ここで採用された女性の方々が本当に今、世間で言う女性活躍と言われる、そういう話に結びついていくのですか。いつまで何年経っても私はこれぐらいの給与しか貰えないし、これで私が何をしようとかというそういう向上心が芽生えてこないとか、色々な面でどうなのだろうなという気がちょっとします。こういうようなことから、町としてはしっかりとした、先ほど言いましたが定員管理をします。ずっと定員管理に関しては、放置しているというか、あまり手をかけていないのですね。実際問題は。何となく職員の増減だけを気にして、一体これからどれだけの業務量に、どれだけの職員数が必要だと。そうしたら、この際こういうものはやめて、しっかりとした採用数というか、職員数を確保するという基本的なところにあまり至ってないというふうに思います。改めてこういう状況が今後もずっと続けられるのか、それとも定員管理をしっかりと見直し、今後の自治体が担う業務というものが複雑化、多様化して必要な職員が、本来はもっとこれぐらい要るのだというものがしっかりと出されて、それに見合う採用をしっかりとするということも含めてお考えにならないかどうか。そこだけ聞いておきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（赤石俊行君）** お答えいたします。まず、会計年度任用職員の一般的な業務につきましては、一般事務であったり、現場であったりで内容が多少違ってきますけれども、基本的には職員と同等の業務ではなくて、あくまでも職員のサポートにあ

たっただいていてということでございます。人数が少ないので恒常的に採用しているということで、その仕事を職員の代わりにやっただいて、職員と同等の責任だったり、そういうことを担っているということはないと思っています。今の定員の問題ありますけれども、定員管理計画については、本町は3年計画で令和3年から令和5年で策定しております。確かに、管理条例から定員適正化計画とはだいぶ人数の乖離ございまして、その精査についてはまだ完全に済んでないというか、今回機構の見直しもあり色々と動きがありましたので、そういうことが終わってからまた改めて考えていきたいなと思っていただいていたところでございます。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 落合議員。

**○9番（落合俊雄君）** 今、機構改革もあるから、それ終わったら改めて考えるというようなお答えもありました。それはちょっと私から言わせると違うのではないのかなと、機構改革って何のためにするのだろうか。本来は向こう側にある住民に対して、どれだけのことをどうするかということを中心に置いて、機構はこういうふうにしますということが基本だろうと思うのですよ。そうすると、そのサービスを提供するために先ほど言いましたが、どれだけ人がいるのだということが基本にないといけないのではないですか。順序が逆だと思います。極端なことを言いますと、一般職で採用されて年数が経つと係長職に昇級しますよね。係長の下に係はいるのですか。いるのは会計年度任用職員じゃないですか。こういう状態が先ほど言いましたサポート的と言いましたよね。係長の下に会計年度任用職員を置いて係長のサポートしているのですか。係のサポートしているのなら話わかりますけれども、係長のサポートをしているという話になってくると職務上ちょっと違うと思いますよ。その辺はしっかりと現状と基本的な考え方を含めてもう一度しっかりお答えいただきたいと。よろしく申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** 副町長。

**○副町長（齊藤清隆君）** ご質問にお答えしたいと思います。まず、会計年度任用職員の関係でございますけれども、制度に則って雇用はしております。議員言われるとおり、恒常的な雇用というところはどうなのだ。フルタイムでありながら正職員と同等の仕事をさせるとして、処遇は、待遇はどうなのだということだと思うのですけれども、まず総務課長の方から機構改革の話もございましたが、まずは一般職として業務を担う上で、住民福祉の向上、それから行政サービスと言ったところが最大の争点になるかと思うのですけれども、それを目指してまずは配置含めて考えております。管理職がいて

その下に会計年度任用職員といった課も現在ございます。またさらに係長がいるのに係がないというところもあります。それは年度末もありますけれども、管理職との面談も含めて、今の業務の現状も含めて話し合った上で今日まで来ているというような配置だと思っています。人力的によっては適材適所というところもございまして、それで満たなければ会計年度任用職員に頼まざるを得ないという現状も踏まえて、今後も定員管理計画も含めて再度厳正に見直していかなければならないことだと思っております。いずれにしましても、議会始まる当初から人材不足という話もございまして。人材不足の中で数年後、例えば、5年後の退職者の人数も含めて人員計画も詰めなければならないという現状もございまして、今一度見直しはかけますが、当分の間は会計年度任用職員に対しての恒常的な使用というのですか、採用に対しては続くだろうと思っております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** よろしいですか。

10番渡部議員。

**○10番（渡部貴土君）** 275ページ、教員の住居手当の件についてご質問をさせていただきます。今、転勤の時期になりまして、それに伴った転居の相談を受けています。今、小中高を合わせて教員の方が何人で、教員住宅が何軒、教員住宅の中では使用していない、できないものもあると思うのですけれども、それも何軒なのか教えていただきたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 管理課長。

**○管理課長（舟橋正營君）** まず、私の方から義務教育の方の関係でお知らせいたします。義務における教職員は現在90名でありまして、教員住宅の保有住宅は67戸になってございます。現在使用している住宅につきましては、45戸となっております、使用できないといえますか、老朽化が激しく使用していない住宅がございまして、それが22戸となっております。90人のうち、教員住宅を使用しているのが45人、残りの45人につきましては、町内外の自宅、または町内外の借家を利用しているという状況になります。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 高校事務長。

**○高校事務長（中田昌浩君）** 教員住宅の件で、高校の教員の内訳をご説明いたします。高校教員は全部で17名、教員住宅に入居されている方が13名、そして民間アパートに入居されている方が3名、そして自宅から通勤されている方が1名の17名です。以

上です。

○議長（波岡玄智君） 渡部議員。

○10番（渡部貴士君） 90人教員の方いらして45人が教員住宅という。分かりました。それで僕は賃貸をやっている関係からお問い合わせを随分いただいているのですが、住居が足りないということで伺っています。今もご利用いただいているのですが、総数的に足りていない。去年もこういう質問というか、お話しさせていただいたと思います。それで町の対応として、この教員住宅を改修して対応するのか。それとも学校の先生が自分で転勤してくる前に部屋を確保してくださいという対応なのか。あと、今も町外から何人か通われているということでしたら、その方々の都合があるならいいと思うのです。例えば、子供が釧路の高校が近いからお父さんが先生だから浜中まで通うという、そういう家庭の事情もあるかと思うのですけれども、先ほども新任というか若い先生が多いという話があった中で住居がない、ましてや住宅が古いとなると仕事のモチベーションの部分にもちょっと関わってくるのかなと思いました。それで、比較するのもこれ失礼な話だと思うのですが、医療のドクターの住居は新しくされるのか、検討されているようではございますけれども、今、学校の先生の住居に対しても、ちょっと対応というか、古くて使用できないのであれば、直すか、新しく建てるか、昔、僕が子供の頃は独身寮とって学校の先生が使用している住宅ありましたよね。今、僕もまだ独身ですけれども、若いときに生活というか食事の準備からするのは大変だった思いがあります。あと、わりと年齢的に若い方だと綺麗な住宅に住みたいというのもあると思うのですよ。という意味で、もうこの時期になって予算を付ける、付けないよりも住居があるのかどうか。もう来月異動になると思います。その中でもう町内に住宅がないのであれば町外から通ってくる方いると思うのですけれども、その実数のところもお知らせください。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誉君） 教員住宅に関わって人事異動に伴う住む場所の関係だと思います。一応、この時期はすでに学校の方に通知しているのですが、異動の具体的な内示が出ていますので、異動する先生方にある程度どこに入っているのか把握してございますので、その後、住宅それと民間で借りている住宅等をしっかり把握してございます。各学校におきましては、次に来る先生がどういう住環境望んでいるのかという調査もかけております。具体的に教員住宅に入りたいのだけれども、ちょっと見せてということ

で見ている先生もいました。その中で、先ほど議員も言われますとおり、やっぱり家族構成とか家族の部分で、どうしても通わなければならないとか、浜中町に移って来られないとか、そういうようなケースも実際にございます。また、若い人については、今まで学生でアパートに入っていて自由に生活していたような生活をしていると、やはり民間アパートに入りたいという意思も多々あります。言われたとおり教員住宅はやはりだんだんと古くなっていきますし、そういった部分では事務局としましては、与えられた修繕料の中でお風呂を直すとか、色々と委託をかけながら大工さんに直してもらおうとか手をかけているのが現状であります。ただ、本当に古い昭和の後半に建てた住宅につきましては、もうこれ以上手が付けられないという状況の住宅もあります。それについては、もうできるだけ入れないようにして、逆に民間アパート紹介するというような形をとらせていただいております。町内におきましては、茶内を中心に民間アパートが非常に多く建てられておりますが、実はそちらのアパートも最近、例えば、大手の会社さん、具体的に言うとタカナシ乳業さんとか、それと農家さんが株式会社経営して牧場を大きくして従業員を使っていると、その従業員さんがそういったところに入るとかで、民間アパートもひっ迫している状況がありますので、教員が抜けた後には必ず教員を入れるというやり方で対応しています。あと、実際に先生方につきましては、共稼ぎといえますか、同じ職場といえますか、先生やっている同士でもありますので、教員住宅以外に奥さんの勤務先の住宅に入っているとか、そういうケースも実際にございますので、長くなりましたが町内における入れる施設についてはしっかり手直しをかけながら住んでいただきたいと考えていますので、ご理解お願いいたします。

**○議長（波岡玄智君）** 渡部議員。

**○10番（渡部貴士君）** 今のご答弁の中で、古くなった教員住宅には改修必要だとおっしゃっていましたがけれども、これは民間も一緒なのですよね。退去する時期、大体この時期です。転入してくるのもこの時期で、清掃ですとか、あと鍵の交換、今日出て明日入ってくるということもなかなか難しいので、できればその間の予備部屋というのがあればスムーズなのかなと思いました。ただ、やっぱり私たちも民間のアパートも修繕は必要です。古い新しいに限らず清掃ということも必要ですし、あと町内には空家、これからの空家バンクも企画財政で創設されるということで、民間のそういう住宅を教員住宅に利用することも含めてというか、教員住宅に関しては僕も対応できればお手伝いさせていただきたいと思うのですけれども、タイミング的にちょっと難しくなったりも

します。実際に昨日、民間の方からお問い合わせがあったのですが、お断りさせていただいているのですよね。まともらなくなったのですけれども、次に空家バンクを改修して、空家自身をその職員住宅ですとかにするというお考えとかはいかがなのでしょう  
か。

**○議長（波岡玄智君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（佐々木武志君）** ご質問にお答えをいたします。今年度から空家バンク制度を始めていくといったところでございますが、空家バンクに実際に登録される件数、住宅の状況といったものが関係してくるかと思っておりますけれども、基本的には先生の異動も移住ということになるのかもしれないけれども、やはり広くその点に関しては、浜中町に来られる方々への住宅として紹介していきたいと考えております。また少し補足しますけれども、教員住宅の関係でございます。老朽する住宅を改修すると1戸当たりやはり1500万円、2000万円かかってきますから、先の医師住宅のプロポーザル方式のように民間の方々の知恵もいただきながら、職員住宅に関してもそういった方向を考えていきたいと思っておりますのでご理解いただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 次に、第12款予備費の質疑を行います。

9番落合議員。

**○9番（落合俊雄君）** 予備費、今年度も500万円計上されています。3月補正でも500万円が不用額として減額しています。この予備費、私はあまり記憶が定かじゃないので、昔やった記憶があったと思うのですが、なんせ長い年月が過ぎていますので、覚えておりません。改めてお聞きしたいのですが、今年度の予算総額は79億数千万円ですよね。これに対して、予備費が500万円。これはどういう根拠に基づいて、この額を算定されているのか。それと基本的に予備費を計上しなきゃいけないという決まりの何かがあったような気がするのですが、その辺をお知らせいただきたい。この予備費がもし必要に応じて活用できる、利用できるというようなものがあるとすれば、それは具体的にどういう場合なのか。その辺ご説明をいただければと思います。よろしくどうぞ。

**○議長（波岡玄智君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（佐々木武志君）** ご質問にお答えをいたします。まず、予備費の50



0万円の根拠があるかという点についてでございます。こちらについて定めは実際のところございません。ただし、釧路管内の他の町村の予算規模からは、概ね同じぐらいの予備費の設定をしていると。一般会計に限ったことでございますけれども、そういった形で予算化がされているというふうに確認をしているところでございます。次に、予備費の計上の決まりでございますけれども、予備費につきましては地方自治法第217条の規定に基づいて一般会計は、必ず計上しなければならない。特別会計についてはその決まりはないのですけれども、計上の法的な決まりがございます。予備費の使い方という点について、ここ10年を見ますとそんなに活用された案件はないのですけれども、例えば、今回3月補正の後、急遽予算が必要になった不測の事態という場合に予備費を活用できるというところが1番分かりやすいのかなと思うのですけれども、いずれにしても不測の事態に対応する予算ということで捉えております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 落合議員。

**○9番（落合俊雄君）** まず、500万円の根拠は、管内の町村みんなその程度だという。それは適当な答えだったのかなと。ちょっと違うのではないですか。各町村の一般会計の予算総額はそれぞれ違いますよね。予算額が違ったら予備費の額も恐らく違うのだらうと思いますが、うちの町もそうですが、大体この程度計上しとけばいいのだという感覚でやっておられるのではないかなという、今の答弁ですとそういう受けとめ方をしてしまいます。それを使うことができる、例えば、今課長お答えになりましたが、急遽必要となったという話をされたと思いますが、基本的に急遽金が必要だったから予備費を利用するというようなお答えだったのですけれども。もう3月補正で令和3年度分は減額してしましまして、もう死んでいますよこの予備費は。これから3月31日までに何か不測の事態が起きたからといって、予備費は生かしてないですよ、もう殺しちゃったのですからね。流用もへったくれもないですよ。使いようがないですよ。無いのですから。少なくともそういう部分でいうと、予備費というものの性格からいって、先ほど課長の説明からいうと、予備費を3月補正で全くゼロまで減額してしまうというのは、不測の事態に備えるという先ほどの答えからいうと全く似つかわない話になりませんか。過去10年ぐらいで1回ぐらい使ったかなというのはお答えもあつたかと思いますが、果たしてどうだったかなと今お答え聞きながら昔を思い出しました。その当時の予備費というのは、100万円でした。だから、100万円の予備費は何に使いようがあるのですかという話で、この額の計上でいいですかと質問したような気がしま

す。やっぱり一定の額が必要だということは、お分かりになっているのでしょうかけれども、不測の事態が生じたということに対して、この予備費をどうやって利用できるかということに対する各課の認識が違えば、生かせるところも生かせなくなると。いわゆる当初予算で承認された予算が、いざ施行しようとしたときに、例えば、不足額が生じてしまったと。当初予算。該当する既定予算がそこにはない。どっかの予算を流用しようと思っても、その部分も使えないっていったときに、その額が予備費の大枠を超えてしまうのであればこれまた別ですが、超えない程度であれば、それを一旦流用して執行をつつがなくするというのは、必要じゃないですか。例えば、3万円5万円既定予算で足りなくなりました。でも他の予算を流用する状況にないです。その時にこの執行を遅らせて補正予算を組んで、臨時会なり定例会に上程して、そこで承認を得てからでないと執行できないというようなことしか、これまでの経過から言うと原課では考えられないのではないですかと。実はこれだけ足りなくなったのです。既定予算が流用できる予算もないので、何とかこれを使わしてもらえないかというそういうような話があったときに、分かった対応をするということができると、私の感覚としては本来の予備費のあり方だと思っているのですが、あまり使ったことがない予備費なので触れたくないという、そういう部分はあるのかもしれませんが、この予備費というのは何のために予算計上しているのかということも含めて考えますと、今後、不測の事態というものをどう捉えるかを含めて、しっかりと見直すことも必要かなと思いますが、その辺どうですか。

**○議長（波岡玄智君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（佐々木武志君）** ご質問にお答えいたします。流用が不能な場合について、今議員おっしゃったとおり、補正予算そういった予算提案まで、例えば額的にも乗り切っていけない場合は当然そういったことが生じてくるケースも当然ございます。そういった場合についてはやはりこの予算化されている予備費、こちらの活用もしっかりと考えながら、今後、予算運用を進めていきたいと考えております。

**○議長（波岡玄智君）** 次ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 次に、歳入10ページ、第1款町税の質疑を行います。

この際暫時休憩します。

（休憩 午前 3時01分）

（再開 午後 3時29分）

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 議案第17号の質疑を続けます。

歳入10ページ、第1款町税の質疑を行います。

2番田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 1点だけ、11ページのたばこ税について伺いたいと思います。本年度予算4913万5000円で、前年度の当初と比べて162万7000円増額となっております。納税している身としては、いいなと思ってはいたのですが、ただ、今回の9号補正で同様の納税が706万3000円の減額補正ということになっております。これについては、色々な要因があったのだらうと思うのですが、少なくともこの税収として見込むには大きな9号補正での減額かなと思うのですよ。それで、予算を編成する上で年度末にどれくらいの税収が見込まれるのかということを含み、新年度の予算を多分作成されるのだらうと思うのですが、その上で162万7000円が前年度当初より多く見込まれるよという根拠を示していただきたいと思っています。

○議長（波岡玄智君） 税務課長。

○税務課長（梅村純也君） まず、たばこ税の予算の見方なのですが、今回の4年度当初予算でいきますと、4月から1月末までの11カ月間を実績としてまず捉えまして、それに前年度の実績2月3月を足すというような方法で見えております。それによって限りなく翌年度の実績に近くなるとは思っているのです。ここで当初と3月補正で減額した分との差ということになってきますが、実は令和2年度の実績が多かったということに伴いまして、令和3年度の当初も同じような見方をしたら、ちょっと多く見過ぎてしまったというようなこととなります。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 予算を立てる上で根拠というか、今説明いただいたとおりの予算の立て方だと思うのですよ。ただ、1年間の予算を3月の当初予算で歳入歳出同額になるように見込むわけですね。その上で来年の3月議会でどれくらい減額されるのかというのは、全くの未知数にはなるのですが、少なくとも増額というものは、無理なのではないのかなと思うのですよ。1月末での税収の実績として、2月3月の税の収入状況を見極めて予算を編成することなのだと思いますが、単純に700万円が歳入で減額なったとしたら、当然歳入が足りなくなるよということには多分ならない

でしょう予算編成上。700万円あったら他の事業も見込めるわけですよ。例えば500万円のできる地域の事業補助だとか色んなことを見込まれる中で、やはりちょっと見込みをするにはちょっと大きな開きがあったのではないのかなと思うわけです。それについて、次年度からしっかりという答えしかもらえないのだろうけれども、とりあえず答弁を求めなければならぬので、再度、2月3月の税収の見込みという見方を伺っておきたいと思えます。

**○議長（波岡玄智君）** 税務課長。

**○税務課長（梅村純也君）** お答えいたします。本当に予算の見方としては、議員がおっしゃるとおりだと思います。これまで例年同じような予算の作り方をしていたものから、こういった事態になってしまいますけれども、まさに入るを量りて出ざるを為すということわざがありますように、まず、歳入予算というのは、固く固く見ていながら、特にたばこ税の場合は昨今の喫煙者数の減少というものもありますし、そういった要素も含めながら固くしっかりと見ていこうと思っております。よろしくお願ひします。

**○議長（波岡玄智君）** 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 次に、第2款地方譲与税の質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 次に、第3款利子割交付金の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 次に、第4款配当割交付金の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 次に、第5款株式等譲渡所得割交付金の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 次に、第6款法人事業税交付金の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 次に、第7款地方消費税交付金の質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 次に、第8款環境性能割交付金の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 次に、第9款国有提供施設等所在市町村助成交付金の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 次に、第10款地方特例交付金の質疑を行います。

○議長（波岡玄智君） 次に、第11款地方交付税の質疑を行います。

1 番川村議員。

○1番（川村義春君） 地方交付税ですけれども、普通交付税の算定については、地財計画上の通常3.5%伸びるという説明がありまして、このような予算計上になったということですね。それで、留保財源が5300万円しかないということで、今後、追加事業だとか、あるいは災害は別に特別交付税とかでみられる部分もあるのですが、不測の事態が生じたときに手当てする財源が5300万円では足りないのではないかなと思っています。それで、この後出てくる繰入金の部分を見ると、俗に言う財政調整基金が約4000万円しかない。それとふるさと納税の基金も4000万円ちょっとだったと思うのです。ふるさと納税についてはもう歳出で繰入額を見ているから、非常に少ない留保財源だと思っているのですけれども、今後の増える要素とか、今年度は普通交付税では3億1700万円増えている。去年から見ると。その増えた要因と留保財源に対する今後不測の事態が出たときの対応の仕方というのを聞いておきたいと思えます。よろしくをお願いします。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） まず留保財源の関係から先にお答えをいたします。例年に比べ留保財源5300万円ということで補足説明でも説明をさせていただきました。総額見てみると、予算総額も3億円近い増で、それぞれの基金取り崩しと目一杯みただ中の予算組みをさせていただいて、当然、今後の追加事業といえますか、そういったものに対するご心配もあろうかと思えますけれども、まずは今回の当初予算で計上した事業については、例えば、財政調整基金を一部活用するとか、そういった形でやっていきたいと今のところは考えておりますのでご理解をいただきたいと思えます。また、地方交付税の3億円近い増につきましては、一部臨時財政対策債の関係についてその分が減っている。併せてというところも要因としてはございますけれども、やはり、

地財計画3.5%というところも大きな要因かと考えておりますので、その点ご理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） おおよそ分かりました。財政調整基金が今3億9000万円、約4億円あるので、今回使っているのは8600万円ですね。そうすれば3億円はま  
ず残っていると。まあ大丈夫だという見込みでいていいということでしょうか。それだ  
け。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） 議員おっしゃいますとおり、そのように考えていた  
だいて構わないと考えています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 次に、第12款交通安全対策特別交付金の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 次に、第13款分担金及び負担金の質疑を行います。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 次に、第14款使用料及び手数料の質疑を行います。

○9番（落合俊雄君） 総務使用料に関して、公の集会施設使用料143万8000円。  
これコロナ禍というか新型コロナウイルス感染症が発症してからもう3年目に入っ  
ています。そういった中で使用料が見込めるものなのか。今年度の実績見込みはどうなっ  
ているのか。今、まん延防止措置が連休明けに解除されるという報道が一部ありますが、  
またいつこういうことが繰り返されるか予測不能なところもありますので、果たしてこ  
の根拠がどういったものなのか。ご説明いただきたいと。

その下に町営バス使用料というのが127万9000円とあります。これは町内で運  
行しているバスの使用料だと思いますが、これも現状について3年度どれぐらいになる  
のか、4年度はそれに比較して大きく伸びるという予想なのか、現状と変わらないとい  
う話なのか、その辺だけお聞かせいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（赤石俊行君） お答えいたします。15ページ、公の集会施設の使用料に

関してでございますけれども、このコロナ禍で集会施設の利用も減っている状況でございます。今年の状況はほぼ予算通りというか、減額するほどのものではなかったところでございます。来年度の見込みですけれども、例年同様の予算を組ませていただきましたけれども、今年に関しては、また通常通り戻って使用できるという期待も込めて、例年と同じような見込みにさせていただきました。施設については、茶内コミセン、漁村センター、姉別農村環境改善センター、浜中農村環境改善センター、そして、その他の使用料を併せまして、全部で143万8000円の前年同様の見込みでございます。

続きまして、その下の町営バス使用料でございます。今年度の実績ですけれども、まず、現金の収入はまだ3月末ではないので、2月末までの11カ月の実績を基に算定させていただいております。今年につきましては、現金で56万8200円、バス券で24万7700円、定期券で35万5900円の合計で117万1800円。この今年度の2月末までの11カ月分の実績を基に来年度の見込みということで、まず現金については2895人の予定で57万9000円を見込んでおります。バス券については362人の予定で36万円。定期券につきましては162人の予定で33万9150円。合計しまして127万9000円、この2月末までの実績より少し多いような見込みで計上をさせていただいております。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 落合議員。

**○9番（落合俊雄君）** 今年度と4年度の見込みについて、今、お話とお答えいただきました。今の答えの確認なのですが、バス券で24万7000円程度のものが36万円、定期券が35万5000円のものが33万9000円と定期券が減るという予測になったようなお答えだったのですが、確認ですがそれで間違いないですか。この定期券というのは非常に割安のはずなのですが、何故これが伸びないということになるのか。本来であればこれがもっと増えた方が利用する人にとっては得なはずなのですよね。1回1回使うよりは定期券を買った方が得だよというのは、普通に考えて分かる話なのですが、定期券が減るっていうのは一体どういう状況から、こういう予測になっているのか。その辺だけお答えをいただきたい。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（赤石俊行君）** お答えいたします。来年度の見込みについては、今年度の実績を見込みまして計上させていただいております。前年度は前々年に始まったばかりでちょっと予測が付かなかったものですから、ちょっと多めにと言いますか、そういつ

た予測で算定させていただいています。その結果、今年の実績が出ましたので、その結果で算定させていただいております。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 他にありませんか。

2番田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** 17ページ、町営住宅使用料に関して伺います。まず、現年分3536万3000円ということで、前年対比291万4000円減の計上であります。9号補正でも伺っているのですけれども、入居者は14名が前年度は当初見込みから減ったことによる減額ですという説明だったかなと思います。今年度、使用料を見込む上で当然入居者数イコール家賃といいますか、使用料の総額に収納率97%ですか、それを掛け合わせての予算計上かと思しますので、その辺の数字的なものをまず示していただきたいと思えます。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（赤石俊行君）** お答えいたします。来年度の現年分の調定額は、去年の11月末の調定額を基に算定しております。その時点で3645万7400円に97%を掛けまして、3536万3000円という額になります。159件分です。昨年当初の時点で173件から14件減になった現状の159件を基に算定しております。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** それで町有住宅使用料に関しましては、毎年のように現年分でも未収金が発生しているという状況であります。前年度の決算の中でも抽出いたしまして、委員長からの口頭報告という形もとらせていただいております。その中で住まわれる方は、決算委員長も申したように権利と義務、権利があるからには家賃を支払うという義務がある。当然のことがありますよということを再度入居者の方に知っていただく、認識していただくということがまず大事だろうと。その上で担当の職員が仮に何カ月か滞納が出た場合には相談しましょうということで働きかけているのだと思うのですよ。それでもどうしても残ってしまうということですよ。それで例えば、民間で言えば、2カ月3カ月滞納したら、当然出てくださいというような措置になるわけですよ。町営住宅ですからそこまでは多分無理でしょうけれども、ただ、住んでもらうという福祉的な意味もあるので、そこまでは求めませんけれども、やはり義務を認識してもらうとともに、2カ月3カ月どうしても払えないのだということで、せめてその相談に応じた方については、それはしっかり聞いて猶予ということもあるのかなと思うのですよ。



ただ、中には相談にすら応じてくれない。入居者が滞納を残しているという実態もあるわけですね。だから、やはりこの滞納の部分とはもかくとして、原則その現年分に未収金を残さない、滞納を残さないということで取り組んでおられると思うのですけれども、義務と権利をどういう方法でそういう面を回収していくのかということは、決算委員長からの報告からしばらく経っていますので、内部で協議されているかと思しますので、その協議内容について説明いただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（赤石俊行君）** お答えいたします。議員申し上げているとおり、決算審査でご指摘があった件でございます。その後も多額の滞納者も併せまして、毎月交渉に行っております。その結果これまでより、例えば、1カ月ずつという約束を2カ月ずつにしてもらうだとか、今より多く納めていただくように努力を重ねております。また、納入方法についても現金引き落としにさせていただくような交渉を繰り返しております。まだこちらの方は形になっておりませんが、引き続きずっと努力をしております。こういったことを繰り返し、滞納を少しでも減らしていけるように、引き続き頑張っていきたいと思っております。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** 1点気がかりなのが、新年度から公営住宅等、公の集会施設の部署が建設課に移るということで、当然しっかり引き継ぎはされるのでしょうかけれども、担当も変わる可能性もあります。それで繰り返しますけれども、収納に相談にすら応じていただけない方については、原課の担当者だけじゃなく、場合によっては理事者、あるいは副理事者に同行してもらって、少し強い姿勢を見せることも大事なのではないかなと思うのですけれども、部署が変わる引き継ぎも絡めまして、今後どう考えておられるのか再度確認いたします。

**○議長（波岡玄智君）** 副町長。

**○副町長（齊藤清隆君）** お答えいたします。4月から機構改革で部署も変わるということで建設課の方に移りますけれども、事務の引き継ぎも含めましてその辺はしっかりとやっていくのと、今議員言われたとおり、必要であれば理事者、副町長の方にもという話でしたけれども、その辺も含めて新体制のもと協議してまいりたいと思っておりますのでご理解願います。

**○議長（波岡玄智君）** 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 次に、第15款国庫支出金の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 次に、第16款道支出金の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 次に、第17款財産収入の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 次に、第18款寄附金の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 次に、第19款繰入金の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 次に、第20款繰越金の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 次に、第21款諸収入の質疑を行います。

9番落合議員。

○9番(落合俊雄君) 1点33ページになります。受託事業収入、農村私道除雪受託事業収入300万円です。私も失念しましていつからこういうふうになったのかちょっと分からないですが、以前はもうちょっと低かったような気がしているので、これが増えたのはどのような算定方法等に変ったのか。利用者が増えたのか。その辺について、確か以前は200万円あるかないかだった気がするのです。私の記憶ですから当てになりませんが、その辺については、この際ですからお知らせをいただいております。私のお考えです。

○議長(波岡玄智君) 建設課長。

○建設課長(渡部幸平君) 33ページの農村私道除雪受託事業収入に関してのご質問にお答えいたします。議員おっしゃいますとおり、以前は農協さんの組合員、それから酪協さんの組合、それから一部酪農地帯に住む方の私道の部分、除雪をさせていただきまして負担金という形でいただいております。ただ、負担金の合計が除雪の原価に対してかなり低額であるというようなご指摘もいただいて、積算方法というのを建設課の内部で調整をいたしました。その結果、重機1台当たりが動く基本料というのをいただくということで、基本料プラス負担金という計算方法に見直しまして、令和2年から予

算額を300万円ということに引き上げまして、300万円の中で負担をいただいているということでございます。ちなみに300万円に上げまして、令和2年度については、基本料111万6500円、負担額165万6700円ということで277万3200円のご負担をいただいたということでございます。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 落合議員。

**○9番（落合俊雄君）** 令和2年度277万円なにがしというお答えであります。新年度300万円にした理由は、何かを改定して負担を更にしていただくという形を予定されているのか、それともこれを利用されている方が増えると見込んでの300万円なのか、その辺についてお答えをいただきたいと思えます。

**○議長（波岡玄智君）** 渡部課長。

**○建設課長（渡部幸平君）** ご質問にお答えいたします。新年度300万円の予算計上させていただいておりますが、制度変わりました令和2年から積算方法の改正ですので、実は当分の間は利用者が増えるだとか、そういったことは想定しておりません。負担割合の関係は、そのシーズンで除雪の費用がたくさんかかりますとその部分は割り返して、私道除雪分も上昇するというものでございます。そういった面から除雪費用が、今から調整をするということが見込めないものですから、同額の300万円ということで計上させていただいております。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 他にありませんか。

2番田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** 35ページ、雑入でありますけれども、二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金、デジタル基盤改革支援補助金、747万4000円と394万1000円であります。雑入でこの補助金を見込んでいるというのはちょっとピンと来なかったもので、これは国庫及び道からの補助であれば、そちらに載るものかなと思うのですが、単純にこの補助元はどこなのかだけ聞いておきたいと思えます。

**○議長（波岡玄智君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（佐々木武志君）** ご質問にお答えをいたします。この補助なのですが、出所は当然環境省でございます。普通であれば国庫補助金ということになるのですが、実は地域再エネ導入策定委託に利用する環境省のメニューについては、一旦環境省が間接事業者を募集しまして、そこを通じて補助金が交付されるという仕組みになるものですから、今回はこちらの方で予算化したという理由でございます。

- 議長（波岡玄智君） よろしいですか。ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（波岡玄智君） 次に、第22款町債の質疑を行います。よろしいですか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（波岡玄智君） 次に、各表の質疑を行います。  
第2章債務負担行為の質疑を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（波岡玄智君） 次に、第3表地方債の質疑を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。  
これから議案第17号の討論を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。  
これから議案第17号を採決します。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。  
したがって議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第3 議案第18号 令和4年度浜中町国民健康保険特別会計予算

---

- 議長（波岡玄智君） 日程第3 議案第18号を議題とします。  
本案について提案理由説明を求めます。
- 議長（波岡玄智君） 町長。
- 町長（松本博君） 議案第18号「令和4年度浜中町国民健康保険特別会計予算」について、提案の理由をご説明申し上げます。  
本会計の歳入歳出予算の総額は、12億3765万5000円と定め、前年度当初より約0.6%、703万3000円の減額となります。

歳出につきましては、診療報酬等給付費や国民健康保険事業費納付金、特定健康診査の事業などの経費を計上しております。

一方、歳入につきましては、国民健康保険税や北海道からの普通交付金や特別交付金、一般会計からの繰入金などを計上しております。

この度の予算につきましては、書面開催としました令和4年第1回浜中町国民健康保険運営協議会に諮問し、2月21日付で答申をいただいているところです

本町の保険税率等の改正につきましては、地方税法等の改正と財政状況を見極めながら、所得が確定した後、6月定例会でご提案させていただきます。

以上、提案の理由をご説明いたしましたが、詳細につきましては、町民課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（山平歳樹君）** （議案第18号 補足説明あるも省略）

**○議長（波岡玄智君）** これから議案第18号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

1 番川村議員。

**○1番（川村義春君）** 国保会計全般にわたってちょっと最初に聞きたいのですけれども、6月補正で税率等決まるので詳しくは聞きませんが、まず、制度改正は今年度行われる予定でしょうか。限度額の設定だとか、軽減割合の中身の部分です。それをお聞きしておきたいと思います。

それから歳出の17ページの北海道から示される国民健康保険事業費納付金が4億802万3000円ということで、前年度より902万7000円減っているということで、減った部分、これは医療分と後期分と介護分に分かれて示されているのであれば、お知らせをいただきたいと思います。

それから19ページの特定健康診査等に要する経費の委託料であります。これは検診等委託料であります。委託料総額で164万2000円の増ということで、検診等委託料では71万円、特定健診の方では932万円に増えているわけですが、この増えた理由について、今年度の特定健診、がん検診が無料となったということで、受診者が増えるのではないかということを見込んでの増なのか。そうあってほしいのですが、その部分と当然無料になったことによる歳入で、去年雑入で55万円各種検診等個人負担金というのは120人分を見ていたわけですが、今年度はなくなったと

いうことは、受けやすい環境できたことは大変喜ばしいわけですので、その辺の見方ですけれども、そういうことで考えていてよろしいのかどうか。お聞きしておきたいと思  
います。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（山平歳樹君）** ただいまの質問にお答えします。まず、制度改正の部分で  
お答えいたします。現在、制度改正で予定されておりますのが、賦課限度額の改正が予  
定されております。現在、基礎部分63万円が2万円引き上げで65万円。後期高齢者  
支援金分が19万円から1万円引き上げられて20万円。介護納付金賦課限度額は17  
万円と変わらずということで、今のところ賦課限度額が、現在の99万円から102万  
円に増額の予定となっております。

次に17ページ、国民健康保険事業費納付金が、920万円程度昨年よりも下がって  
おりますが、これは単純に道の方で試算して決定通知が届いているのですが、当然医療  
費も若干下がっているというのも加味されて、今回4億802万3000円という通知  
に基づいて計上させていただいておりますのでご理解願います。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（金澤剛君）** 19ページ、委託料の検診等委託料のご質問にお答え申  
し上げます。昨年度より予算増ということでございますけれども、こちらにつきましては  
は、詳細な検診の単価は変わってないのですけれども、そもそもの基本料金といいま  
すか、そちらの方が大幅に4年度単価が上昇しております。議員おっしゃっていたとおり、  
新年度から4年度から検診等の個人の負担はいただかないということで予算措置させ  
ていただいております。受診率がいくらかでも上がったことによって健康寿命が伸びれ  
ば歳入は減りますけれども、別な意味で財政的にも、それから町民の健康的にもメリッ  
トがあるのではないかという判断で予算編成させていただきました。ただし、人数につ  
きましては、伸びてほしいという希望あるのですけれども、3年度予算もこの3月の定  
例会で減額補正しているということがありますので、こちらについて人数を多く見ると  
いうことはしていない状況でございます。ただ、当然予想以上に伸びれば、その時は予  
算措置のご相談させていただくことになろうかと思っておりますけれども、実際に伸びてい  
ただきたいなど。また、去年も今年も2年度も3年度もですけれども、コロナ禍で受診率  
が伸びていないというのもありますので、逆にいきますと、特定健診受診勧奨事業委託  
料というのが逆に増えてしまうという形でご理解いただきたいと思ます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 制度改正については、限度額の部分しかないということで捉えていいのですね。軽減の部分の7割5割2割の部分の中身はないということで押さえておきたいと思います。

それと17ページの国民健康保険事業費納付金については、北海道が道内の医療費を推計して保険給付費に充てるための財源を各町村に通知するということから、具体的には医療分だとか後期分だとか介護分というふうに分けて通知されているわけではないということで理解していいですか。そういうことであればそれで理解をいたします。

それと19ページの検診等委託料については、基本検診部分が大幅にアップしたということも一つの要因だということで、あとは前向きに受診者が増えてくれればいいということも含めてあるということですね。それでちょっと聞いておきたいのは、今、申し込みを盛んに取っていると思うのですけれども、もし今の実態としてどの程度というのは分かるのであれば、分からなければ結構です。お知らせいただきたい。以上です。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（山平歳樹君） 17ページの国保健康保険事業費納付金は、道から示されている数字は保険税算定と同じように、医療分、それと後期高齢者支援金分、それと介護分ということで、3つの数字について決定通知が来ておりまして、その合計で計上させていただいております。下がっている理由としては、医療費が下がったりしているのです。金額は医療分で2億8168万2000円、後期分で8611万1000円、介護納付金分で4023万円。これの合計が4億802万3000円になります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（金澤剛君） 再質問にお答え申し上げます。大変申し訳ございません。ただいま現在進行形で盛んに毎日電話が掛かってきている状況でございます。集計できていませんので、こちらについては後ほどといたしますか、まだ時間を置いてから聞いていただいた方が逆によろしいのかなと思います。

○議長（波岡玄智君） 2番田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 1点だけ、歳入の7ページ保険者努力支援分1179万8000円で8万4000円の減であります。これについては先ほど説明あったとおり、医療

費適正化努力分と理解しております。それで医療費適正化の中にジェネリックの普及率というものがあろうかと思えます。私もジェネリックに変えて処方してもらっているのですけれども、浜中町のジェネリックの普及率、薬によってはないものもございまして、普及率について若干でも伸びているのか。横ばいなのか。数字が分からない。数字が増えているかどうか分からないよね。保険証にジェネリック希望しますよというシールのようなものがあろうかと思うのですけれども、要は口頭では言い出しにくいけれども、保険証に貼ることによって調剤薬局でジェネリックにしますねということになるかと思うのですけれども、その普及率等も含めて伸びているのか、横ばいなのか、説明できればいただきたいと思えます。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（山平歳樹君）** ただいまの質問にお答えします。普及はちょっと押さえていないですが、一応ジェネリックの薬用促進事業で、もしジェネリック医薬品に切り替えた場合、100円以上薬代が安くなる方に今年度については44名の方が該当しまして、その方にジェネリック使うと100円以上安くなりますという通知はしております。実際その44名の中でジェネリックに切り替えていただいた方が1名おりまして、金額については4万円程度という実績は持っております。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** これについては44名中1名しか利用されないということで、もう少し薬に対しても心配ないですよというようなことも、広報等でもたまに載っています。でも広報を見ない方もいらっしゃると思いますので、そういう案内なり通知をされる際に、薬の安全性等のパンフレットなるものを添えて案内差し上げて、折角この保険料の負担も変わるけれども、本人の負担も変わるわけですから、是非進むよう取り組んでいただきたいと思えますけれども、それに向けてのお考えを伺っておきたいと思えます。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（山平歳樹君）** お答えいたします。当然今ジェネリック医薬品は、ジェネリックではない医薬品に比べても差異はないと思っております。当然広報等にも載せておりますが、医療費通知を送る場合ですとか、納付書を送る場合もパンフレット等の導入はできると思っておりますので、できればそういうことに取り組んでいきたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 他にありませんか。



(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) これで質疑を終わります。

これから議案第18号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第4 議案第19号 令和4年度浜中町後期高齢者医療特別会計予算

---

○議長(波岡玄智君) 日程第4 議案第19号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第19号「令和4年度浜中町後期高齢者医療特別会計予算」

について、提案の理由をご説明申し上げます。

本会計の歳入歳出予算の総額は、7856万3000円と定め、前年度当初より0.6%、46万7000円の減額となります。

歳出につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合への負担金や事務に必要なとされる経費などを計上しております。

一方、歳入につきましては、後期高齢者医療保険料や一般会計からの繰入金などを計上しております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたが、詳細につきましては、町民課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) 町民課長。

○町民課長(山平歳樹君) (議案第19号 補足説明あるも省略)

○議長（波岡玄智君） これから議案第19号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

1 番川村議員。

○1番（川村義春君） 特別会計については、75歳以上が加入する制度で2カ年ごとに保険料率が改定されるということであります。それで今までは令和2年度と令和3年度分で保険料等が決まっていたけれども、今度、令和4年度と令和5年度の保険料という形になります。それで制度改正ですけれども、均等割、所得割、それから賦課限度額軽減等について、変わると思うのですが、その率等についてお知らせいただきたいと思います。その1点のみ。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（山平歳樹君） ただいまの質問にお答えします。議員おっしゃるとおり、後期高齢者医療保険料は2年に一度改正になりまして、令和4年度が新たに改正する年となります。それで内訳を申し上げますと、均等割5万1892円、所得割は所得引く43万円掛ける10.98%、この2つの計算を足したものが1年間の保険料となります。それで制度改正の件ですが、実際、条例の改正をするのは広域連合になりますが、今予定されているところだと、賦課限度額現在64万円ですが66万円に改正される予定となっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから議案第19号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。

本原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第5 議案第20号 令和4年度浜中町介護保険特別会計予算

---

○議長（波岡玄智君） 日程第5 議案第20号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第20号「令和4年度浜中町介護保険特別会計予算」について、提案の理由をご説明申し上げます。

令和4年度浜中町介護保険特別会計予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7698万円に定めようとするものであります。

予算の内容につきましては、歳出1款総務費で介護保険推進に要する経費などで588万6000円、2款保険給付費は、居宅介護サービス等給付に要する経費1億4030万8000円、施設介護サービス給付に要する経費1億9580万40000円などで4億3731万4000円、3款地域支援事業費では、介護予防・生活支援サービス事業に要する経費1159万9000円などで、3321万7000円、4款基金費では、1万3000円、5款諸支出金5万円、6款予備費で50万円を計上しております。

一方、歳入につきましては、1款介護保険料、第1号被保険者介護保険料1億45万9000円、2款国庫支出金は、介護給付費負担金7428万6000円、調整交付金2186万5000円などで、1億783万円、3款道支出金は、介護給付費負担金6784万1000円などで、7291万4000円、4款財産収入では、利子及び配当金で2千円、5款支払基金交付金では、介護給付費交付金及び地域支援事業交付金で1億2116万7000円、6款繰入金は、介護給付費繰入金、地域支援事業費繰入金、その他繰入金及び低所得者保険料軽減繰入金で7460万2000円を計上し、7款繰越金及び8款諸収入は、科目設定であります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたが、詳細につきましては、福祉保健課長より説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（金澤剛君） （議案第20号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから議案第20号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

2 番田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** 2点伺いたいと思います。まず、歳出44ページの居宅介護住宅改修に要する経費288万円。これは前年度同額の計上であります。先ほど実績見込みということもありましたので、予防のための住宅改修ということで、それぞれ180万円と108万円が計上されておりますけれども、3年度の実績が分かれば示していただきたいと思います。

それと48ページの特定入所者介護サービスに要する経費の2676万円で265万2000円の増の説明でありました。これは基本、住民税非課税世帯の方が殆どかなと思うのですけれども、そういう世帯の方が入所した際の食費と住居費の負担を軽減するための措置であると思っております。それで、増額になっているということは、対象者が増えたのかなと思っております。それで、1点、昨年8月でしたかここに対する所得要件と当初の資産要件がそれぞれ引き下げられまして、今まで制度の対象だった方が支援を受けられなくなるということが新聞報道でもございました。それで、本町に限っては増額になっているということは、そういう世帯の方がいないのかなと思うのですけれども、その辺のことも加えまして説明いただければと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（金澤剛君）** 2点のご質問いただきました。申し訳ございません。現時点での実績はすみません、後ほどお示しさせていただきたいと思います。

もう1点目の方ですけれども、議員の見込みのとおりということでございます。対象なかったということなのですけれども、その年度によってサービス費、介護報酬は増減がありますけれども、新年度におきましては265万2000円増で予算計上させていただいております。ただ、これも足りなくなるのか、あるいは余るのか、年度内の動きで変わってくるということでございますので、結果として前年度の実績ベースで見込み計上せざるを得ないということで、ご理解いただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** 最初のは実績が手元にないということで了解です。今回、安心住まいの事業が大変使いやすい制度に改正されております。それで例えば、介護予防住宅改修支援ということでおばあさんが歩くのが困難になってきたことで、手すりだとか、バリアフリーにしたいなと考えているところが仮にあったとしたら、そこに対して当然申請することによって対象となりますよね。ただ、それだけでは改修の事業費から

見ますと、確かこれは限度額20万円ということなのですよね。20万円では到底バリアフリー等の改修は難しいものと思います。その場合にはこれと併用して安心住まいるを使って、安心の住宅にしたいなという申請があった場合には、そちらの方も対象とできるのか。それとも二重の支援制度は対象とならないのか。安心住まいるにつきましては、町独自の事業でありますし、そこら辺はより使いやすく、より安全な住宅にということを考えるのであれば、可能になるのかなと思いますけれども、その辺の考え方を伺っておきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（金澤剛君） 大変失礼しました。実績の方から答弁させていただきま。介護と予防と両方ありますけれども、

○議長（波岡玄智君） 課長。ちょっとお待ち下さい。

本日の会議時間は議事の都合によってあらかじめ延長します。

はい、どうぞ。

○福祉保健課長（金澤剛君） 居宅介護住宅改修の方につきましては全9件。実際の改修金額につきましては、9件で103万8240円。それに対して支給されている額ですけれども93万4416円という形になってございます。一方で予防につきましては、現時点で2件、改修金額につきましては27万5680円。支給額につきましては24万8112円という形になってございます。いずれも改修金額については、1件当たりの改修金額は20万円未満ということになってございます。私の方からは以上です。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（渡部幸平君） ただいまの安心住まいるとあとは手すり・バリアフリー等の制度と併用できないかというところのご質問かと思えます。この事業それぞれに目的というものが制度にはありますけれども、何と言いますか、そういったご意見いただきまして、どちらも助成が受けられるようなものについて、福祉保健課長と相談して、そのような形で検討してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから議案第20号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって議案第20号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第6 議案第21号 令和4年度浜中診療所特別会計予算

---

○議長(波岡玄智君) 日程第6 議案第21号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第21号「令和4年度浜中診療所特別会計予算について」、提案の理由をご説明いたします。

本会計の予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7490万6000円に定め、前年度当初より2.71%、726万5000円の増となっております。

予算の内容を申し上げますと歳出では、1款総務費、浜中診療所維持管理に要する経費で、光熱水費等、維持管理経費1988万3000円、浜中診療所運営に要する経費で、医師、看護師等職員の人件費や派遣医師への医師謝金など診療所運営経費2億1807万6000円を計上、2款医業費では、医業に要する経費で、医薬材料費、臨床検査委託料などで2009万円、入院患者等寝具に要する経費で、消耗品費及び入院患者寝具賃借料の111万6000円、入院患者等給食に要する経費で、入院患者の給食に要する経費349万2000円を計上、3款公債費では、地方債償還元金1181万4000円、地方債償還利子23万5000円を計上しております。

一方歳入につきましては、1款診療収入では入院収入で3827万円、外来収入4548万2000円、その他の診療収入378万3000円で8753万5000円を計上、2款使用料及び手数料は、予防接種料などで1845万9000円、3款繰入金は、

収支の均衡を図るため、一般会計繰入金で1億5118万2000円を計上、6款町債は、過疎地域自立促進特別事業債で、派遣医師及び診療所施設改修工事実施設計に係る経費に充当するもので、1700万円を計上しております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたが、詳細につきましては、浜中診療所事務長より説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** 診療所事務長。

**○診療所事務長（中山正教君）** （議案第21号 補足説明あるも省略）

**○議長（波岡玄智君）** これから議案第21号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

11番中山議員。

**○11番（中山真一君）** 79ページ、使用料及び賃借料のレセプトコンピューター借上料というのが143万9000円、昨年も104万2000円ありましたが、80万2000円減額していますけれども、これもしかしたら電子カルテの導入の借上料かなと思うのですが、ようやく電子カルテが診療所にも導入されるということでございますけれども、電子カルテを導入するのにこんな安い料金で導入できるのか。当初は電子カルテを入れるのは、相当お金が掛かるだろうと予測しておりましたが、これで間違いないのか。ちょっとその辺をお知らせください。もし、そういうことであれば、電子カルテの導入ということは今さらながらですが、かなりのメリットもあるかと思いますが、どういうメリットがあるのか、それも教えていただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 診療所事務長。

**○診療所事務長（中山正教君）** 79ページ、レセプトコンピューター等の借上料143万9000円につきましてご説明申し上げます。議員今おっしゃられたとおり、これにつきましては電子カルテの導入に係る経費になります。昨年11月に契約をしたのですが、地方自治法による長期継続契約によって5年間のリース契約となります。令和3年度に23万9800円、2カ月分の2月分3月分の支払いが生じています。その後令和4年から令和7年までの4年間は143万8800円の支払いが生じます。最終年度である令和8年度は、初めに令和3年度に2カ月分払っていますので、10カ月分119万9000円。トータル的には、消費税込みで719万4000円の金額となっております。

続きまして、電子カルテを導入したことによるメリットでございます。今まで紙カル

テであったことから、受付時に患者のカルテを探すのにとても時間を要しておりました。そこが電子カルテシステムにより、手間が省けて診察までの待ち時間が短くなります。利用者にとっても受付から診察までスムーズになること、また医師が入力した薬剤処方せん情報は、ダイレクトに請求業務のシステムの方にレセプトのシステムの方に反映されるので、こちらも待ち時間の短縮に繋がると考えております。さらに申し上げますと、火災や津波などが起こった際に、患者カルテ情報は診療所ではなくて、遠方にあるサーバーというところに保管管理されますので、患者のデータを失わないなどといったメリットがございます。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 中山議員。

**○11番（中山真一君）** ようやくということでもって、患者の人に対しても待ち時間の減少があるということですので期待しているところでもございます。実は診療所において、マイナンバーカードに保険証がもう既に取り込まれているものがあるように聞いておりますけれども、もし、保険証がマイナンバーカードに取り込まれているとするならば、読み取り機というのですか、そういうものが必要ではないかと思うのですが、その辺も診療所としては用意してあるのか。その費用というのはどのくらいかかったのか、それも教えていただきたいなと思います。なお、マイナンバーカードに保険証が入れられるということに対して、意外とまだ知らない人もたくさんいるように思いますけれども、この辺につきましての周知はどのようにされるつもりなのか教えていただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 診療所事務長。

**○診療所事務長（中山正教君）** まず、マイナンバーカードによる受付の関係ですが、昨年も恐らくこの時期に中山議員の方から質問されたことであつたと思います。こちらにつきましては、電子カルテシステムの導入と同時にマイナンバーの読み取り機械の方を国の方に申請を行いました。システムの導入に関しては、国の方から支給される形となりまして、そこは費用がかからず無償で受け取っております。それで、実際に電子カルテの方が今年の1月末に納品されました。そこから徐々に徐々にシステムを動かしていきまして、3月に入ってからマイナンバーカードを認識するカードリーダーと電子カルテシステムを繋いで、今システム会社と職員の方で試験運用をしているような形となっています。こちらも4月からは通常の利用ができるように準備を整えております。こちらの方は患者さんにとっては、保険証を持参する必要がないというメリットはもちろ



んのこと、転職して保険証が変わったり、住所が変わったりした際も、その情報がマイナンバーカードに反映されておりますので、保険証としてずっと持ち歩くことができるといったメリットがあります。医療機関にとっては、マイナンバーカードから患者保険情報が得られて、その情報が電子カルテシステムに直接連動されますので、スムーズな受付業務ができると考えております。普及促進の方につきましては、診療所の方も3月の下旬ぐらいに4月からマイナンバーカードの保健証の認証を始めますということで、通知を出そうと考えております。診療所の方はそういった対応しようかなと考えておりました。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（山平歳樹君）** 議員おっしゃるのは、マイナンバーカードのPRが足りないのではないかと考えてございますが、当然広報等でも通知しておりますし、最近ではテレビ等のCMでも盛んにやっておりますので、それなりのPRにはなっているかなと考えているところです。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 1番川村議員。

**○1番（川村義春君）** 1点だけお聞きをしておきます。73ページの浜中診療所維持管理に要する経費の委託料でございますが、施設改修工事実施設計委託料220万円の増については財源的には過疎債を使うということで、同じく220万円で一般財源の持ち出しはないということのようですけれども、この委託料の内容を聞いたことがあるような気がしますが、失念しましたので教えてください。

**○議長（波岡玄智君）** 診療所事務長。

**○診療所事務長（中山正教君）** 73ページの委託料、施設改修工事実施設計委託料につきまして概要を説明させていただきたいと思っております。平成25年、福岡県福岡市の有床診療所で死者10名、負傷者5名という人的被害を伴う火災が発生いたしました。これにより平成26年、消防法が改正され、病院や有床診療所などにスプリンクラーの設置が義務付けられました。有床診療所については、病床数が4以上の場合は設置しなければならず、病床数が3以下の場合であっても面積要件などによって設置する義務が定められております。浜中診療所は病床数が19あることからこの対象になりまして、この要件期日が令和7年6月までにスプリンクラーの設備を設置しなければならないとされております。現計画としましては、令和4年度に実施設計を行いまして、令和5年度に工事を行う計画でおります。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。  
これから、議案第21号の討論を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。  
これから、議案第21号を採決します。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。  
審議時間がだいぶ超過いたしまして、残るところ日程7、8、9ということでございますけれども、更にまたこれから説明等ございますので、だいぶ延長になる見込みであります。  
したがって、諸般の都合によりまして、お諮りしたいと思います。  
お諮りします。  
本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。  
これにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。  
したがって、本日はこれで延会することに決定しました。  
本日はこれで延会します。

（延会 午後 5時22分）